

刈谷市地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

**令和8年2月
刈谷市防災会議**

刈谷市地域防災計画
風水害等災害対策計画目次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 自然的、社会的条件と予想される主要災害	1
第5節 災害の想定	3
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1節 防災の基本理念	3
第2節 重点を置くべき事項	4
第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任	5
第2節 主な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4章 防災組織	9
第1節 刈谷市防災会議	9
第2節 刈谷市災害対策本部	9
第3節 非常配備	11
第2編 災害予防	13
第1章 防災協働社会の形成推進	13
第1節 防災協働社会の形成推進	13
第2節 自主防災組織・ボランティア	14
第3節 企業防災の促進	16
第2章 水害予防対策	18
第1節 河川防災対策	18
第2節 浸水想定区域における対策	19
第3節 地下空間の浸水対策	22
第4節 農地防災対策	22
第3章 土砂災害等予防対策	23
第1節 土地利用の適正誘導	23
第2節 土砂災害の防止	23
第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	24
第4章 事故・火災等予防対策	25
第1節 鉄道災害対策	25
第2節 道路災害対策	26
第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	26
第5章 放射性物質及び原子力災害予防対策	27
第6章 建築物等の安全化	28
第1節 交通関係施設対策	28
第2節 ライフライン関係施設対策	28
第3節 文化財保護対策	32
第4節 防災建造物整備対策	33
第7章 都市の防災構造化対策	33
第1節 都市計画	33
第2節 防災街区等	34
第3節 防災建造物	35

第8章 防災上必要な施設の整備	35
第1節 方針	35
第2節 実施内容	35
第9章 避難行動の促進対策	36
第1節 情報伝達体制の整備	36
第2節 避難場所及び避難道路	37
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	38
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	41
第10章 避難所・要配慮者・帰宅困難者対策	42
第1節 避難所の指定・整備等	42
第2節 要配慮者支援対策	45
第3節 帰宅困難者対策	49
第11章 広域応援・受援体制の整備	50
第1節 方針	50
第2節 体制の整備	50
第3節 応援活動のための体制整備	51
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	52
第5節 防災活動拠点の確保等	52
第12章 防災訓練及び防災意識の向上	53
第1節 方針	53
第2節 防災訓練の実施	53
第3節 防災知識の普及	54
第13章 児童生徒等対策	55
第14章 防災に関する調査研究の推進	56
第3編 災害応急対策	57
第1章 災害発生直前の対策	57
第1節 警報等の伝達	57
第2節 住民の避難誘導	57
第3節 災害未然防止活動	57
第2章 活動体制の確立	57
第1節 活動体制	57
第2節 事故災害における事業者の活動体制	58
第3節 広域的な応援体制	58
第4節 職員の派遣要請	59
第5節 応援協力	59
第6節 物資の備蓄、調達供給体制の確保	60
第3章 避難行動	60
第1節 方針	60
第2節 避難情報	60
第3節 住民等の避難誘導等	65
第4節 広域避難	66
第4章 通信運用	66
第1節 方針	66
第2節 実施内容	66
第5章 郵便業務の応急対策	69
第1節 日本郵便株式会社の措置	69
第6章 情報の収集及び伝達	69
第1節 災害情報の収集・連絡	69

第2節	通信手段の確保	70
第3節	実施内容	71
第7章	広報活動	80
第1節	方針	80
第2節	実施内容	81
第8章	災害救助法の適用	82
第1節	方針	82
第2節	県における措置	82
第3節	市における措置（災害救助法第13条）	83
第4節	日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）	84
第9章	自衛隊の災害派遣要請	84
第1節	方針	84
第2節	災害派遣	84
第3節	災害派遣の活動範囲	85
第4節	災害派遣部隊の受入れ	85
第5節	災害派遣に伴う経費の負担区分	86
第10章	ボランティアの受入れ	86
第1節	方針	86
第2節	実施内容	87
第11章	災害の拡大防止活動	87
第12章	救出・救護	87
第1節	方針	87
第2節	実施内容	88
第3節	その他	88
第13章	医療及び助産	88
第1節	方針	88
第2節	実施内容	89
第3節	その他	89
第14章	保健衛生、防疫に関する活動	89
第1節	保健衛生	90
第2節	防疫活動	90
第15章	消火活動	91
第16章	地域安全対策	91
第1節	方針	91
第2節	実施内容	91
第17章	交通	92
第1節	方針	92
第2節	実施内容	92
第18章	緊急輸送のための交通の確保	96
第1節	交通の確保・救急輸送活動の基本方針	96
第2節	交通の確保	96
第19章	緊急輸送	97
第1節	方針	97
第2節	実施内容	97
第20章	水防	98
第1節	方針	98
第2節	実施内容	98
第21章	防災営農	100
第1節	方針	100

第2節	実施内容	100
第22章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	101
第1節	避難所の開設・運営	101
第2節	要配慮者支援対策	104
第3節	帰宅困難者対策	105
第4節	その他	105
第23章	食品・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	105
第1節	飲料水の供給	106
第2節	食品の供給	106
第3節	被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与	108
第24章	清 掃	108
第1節	方 針	108
第2節	実施内容	108
第25章	遺体の取扱い	109
第1節	方 針	109
第2節	実施内容	109
第3節	その他	111
第26章	電気、ガス及び飲料水の供給	111
第1節	方 針	111
第2節	実施内容	111
第27章	航空災害対策	113
第1節	方 針	113
第2節	実施内容	113
第3節	情報の伝達系統	114
第28章	鉄道災害対策	116
第1節	方 針	116
第2節	実施内容	116
第3節	情報の伝達系統	117
第29章	道路災害対策	117
第1節	方 針	117
第2節	実施内容	118
第3節	情報の伝達系統	119
第30章	放射性物質及び原子力災害対策	119
第1節	方 針	119
第2節	実施内容	119
第3節	情報の伝達系統	121
第31章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	123
第1節	方 針	123
第2節	実施内容	123
第32章	大規模な火事災害対策	125
第1節	方 針	125
第2節	実施内容	125
第3節	情報の伝達系統	126
第4節	被災宅地の応急危険度判定	126
第33章	公共賃貸住宅等への一時入居	126
第1節	方 針	126
第2節	実施内容	126
第34章	応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理	127
第1節	方 針	127

第2節	実施内容	127
第3節	その他	130
第35章	学校における対策	130
第1節	方針	130
第2節	実施内容	130
第3節	その他	132
第36章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	132
第37章	施設、設備の応急復旧活動	132
第38章	被災者等への的確な情報伝達活動	132
第1節	被災者への情報伝達活動	133
第2節	住民等からの問い合わせに対する対応	133
第39章	一般通信施設等	133
第1節	方針	133
第2節	実施内容	133
第40章	消防	134
第1節	方針	134
第2節	実施内容	134
第4編	災害復旧・復興	137
第1章	復興体制	137
第1節	方針	137
第2節	迅速な原状復旧	137
第3節	復興計画等の策定	137
第4節	職員の派遣要請	138
第2章	公共施設等災害復旧対策	138
第1節	方針	138
第2節	災害復旧事業の種類	138
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	139
第4節	重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行	140
第5節	激甚災害の指定	140
第3章	災害廃棄物処理対策	141
第4章	被災者等の生活再建等の支援	141
第1節	方針	141
第2節	実施内容	142
第5章	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	145
第6章	災害復旧資金	145
第1節	農林漁業災害資金	145
第2節	中小企業復興資金	146
第3節	住宅復興資金	146
第4節	更生資金	146
第7章	放射性物質及び原子力災害事後対策	146
第8章	自発的支援の受入れ	147
第1節	ボランティアの受入れ	147
第2節	支援物資、義援金の受入れ	147

風水害等災害対策計画

第1編 総則

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条の規定により、刈谷市防災会議が刈谷市防災会議条例(昭和38年条例第15号。)第2条の規定に基づき作成する計画であり、刈谷市(以下「市」と言う。)の地域に係る風水害等災害に関し、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務を明確にし、相互の緊密な連絡調整を図るとともに、特に災害発生後における迅速な救助活動と速やかな復旧活動を実施することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画 風水害等災害対策計画

この計画は、台風等の災害に対応する「風水害等災害対策」を想定し、災害に対処すべき措置事項を中心に定める。

また、各防災関係機関が実施計画の作成などにより、具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見きわめるとともに、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

なお、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「刈谷市水防計画」とも十分な調整を図る。

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「刈谷市国土強靱化地域計画」を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 市民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り最小化する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

第3節 計画の構成

この計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を基本に構成する。

第4節 自然的、社会的条件と予想される主要災害

1 自然的条件

本市は、木曾山脈が南西に延びて、徐々に低くなり、井ヶ谷の丘陵最高40メートルで碧海台地となって衣浦湾、河口最低マイナス2メートルまでの比高42メートルの高低差を持

ち、この間に丘陵、台地、自然堤防、海岸段丘、河岸段丘、海水面以下の低湿地など多くの地形的な要素を見ることができる。

(1) 位置、面積

本市の位置及び面積は次のとおりである。

ア 位置

東経 137度00分09秒

北緯 34度59分21秒

イ 面積及び区域

面積 50.39 km²

区域 東西 最長 5.8 km

南北 最長 13.2 km

(2) 気候

本市は、日本の屋根といわれる中部山岳の南側、西三河平野の西隅に位置し、西に知多丘陵、東に三河山を控え、三河湾、衣浦湾が湾入して錯雑した地形を形成しているため四季を通じて温和な気候であるが、冬は伊吹おろしといわれる北西の季節風がやや強く、夏は日中に三河湾岸からの海風が吹いてくるが夜間の陸風は弱い。

(3) 河川

ア 境川

境川は、豊明市、大府市、東浦町と本市の境をなす河川である。

井ヶ谷町から河口の衣浦湾までの延長は、14,230メートルで、支流として茶屋川が、準用河川として草野川がある。

イ 逢妻川

逢妻川は市内の中部、北部の境をなす河川である。

一里山町から河口までの延長は、9,970メートルで、河口は境川と同じ衣浦湾に注ぎ、その間に支流として恩田川、発杭川、後川、及び水干川が、準用河川として元刈谷川、弁天川、築地川、小山川、井野川、日高川、吹戸川、流れ川及び家下川がある。

ウ 猿渡川

猿渡川は、市内の中部、南部の境をなす河川である。

重原本町から河口の衣浦湾に注ぎ、延長は、4,604メートルで、その間に支流として下り松川、吹戸川、割目川及び森前川が、準用河川として法信川、堀川、江川、山の田川、野吹川、薬師川及び御堂添川がある。

エ 前川

前川は、小垣江町の中心部を流れる河川である。

延長は1,556メートルで河口が市内4河川のうち一番衣浦湾に近く、干満の差が一番多い。支流としては江添川が、準用河川として八角川、浜田川及び折戸川がある。

2 社会的条件

本市の海岸地域は、いわゆる「干拓新田」地帯が多く、いずれも浅海を埋立して造成された新田であり穀倉地帯として繁栄したが、これらの土地は海拔0メートルないし海面以下であり、伊勢湾台風の苦い経験を持つ土地である。

三河湾、衣浦湾の高潮対策事業により堤防が改良復旧され、衣浦湾高潮防潮堤や前川、下

り松川等の防潮樋門等各種の防災施設が構築されているが、自然の猛威ははかり難く、小垣江町、天王町及び司町の住人は常にその対策を樹立しておく必要がある。

第5節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件、過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 洪水や雨水出水、高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、

それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保(以下、「避難情報」という。)等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

3 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災

者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

4 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

5 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第1次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置をとる。

また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 主な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予警報等を始めとする災害情報の収集伝達

(2) 災害による被害状況の調査及び報告

- (3) 災害広報
- (4) 避難の指示
- (5) 被災者の救助
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 水防活動及び消防活動
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧
- (10) 農作物、林産物及び家畜に対する応急措置
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、設備の整備
- (12) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (15) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、配水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置

2 衣浦東部広域連合

- (1) 正確な情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 火災発生防止に関する広報
- (3) 火災等防除のための警戒
- (4) 迅速な救急救助のための体制
- (5) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (6) 防災活動協力
- (7) 水防、消防、浸水対策活動
- (8) 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、設備の整備

3 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達
- (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、水防活動に適合する警報及び注意報の発令
- (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報の発表
- (4) 災害広報
- (5) 避難の指示の代行
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (14) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- (15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせん

- (16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (17) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言
- (18) 自衛隊の災害派遣要請
- (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保
- (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、高所監視カメラを活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握
- (23) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給
- (24) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整

【刈谷警察署】

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導
- (6) 人命救助
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (8) 災害時における交通秩序の保持
- (9) 警察広報
- (10) 災害時における各種犯罪の取締り
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

【独立行政法人都市再生機構】

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

【日本郵便株式会社】

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達
- (2) 災害応急措置の実施に通信が必要な場合の、通信施設の優先的提供
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備
- (5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧
- (6) 気象等警報の市への連絡
- (7) 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除

【東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社】

- (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守及び管理
- (2) 線路不通時の自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等
- (3) 死傷者の救護及び処置
- (4) 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等

【東邦瓦斯株式会社※】

- (1) ガス施設の災害予防措置
 - (2) 被災施設の復旧の実施及び早期供給再開
- ※ 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

【中部電力パワーグリッド株式会社※】

- (1) 電力設備の災害予防措置
 - (2) 被災状況の調査及びその早期復旧
 - (3) 他社との電力の融通
- ※ 刈谷営業所(以降同じ。)

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【一般社団法人刈谷医師会】

- (1) 医療及び助産活動協力
- (2) 防疫その他保健衛生活動協力

【一般社団法人刈谷市歯科医師会】

- (1) 歯科保健医療活動協力
- (2) 身元確認活動協力

【刈谷市薬剤師会】

医薬品の供給及び保管管理活動協力

【産業経済団体】

(刈谷商工会議所、あいち中央農業協同組合等)
被害調査、対策指導、必要資機材及び融資のあっせん協力

【建設等団体】

(刈谷市管工事共同組合等)

- (1) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員確保
- (2) 防災活動協力

【文化、厚生、社会団体】

(日本赤十字社愛知県支部刈谷市地区奉仕団、自主防災会等)

被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力

【消防団】

- (1) 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
- (2) 火災発生予防に関する広報
- (3) 避難指示の伝達及び避難誘導

【その他重要な施設の管理者】

防災管理上必要な措置を行うとともに、防災活動についての協力

第4章 防災組織

第1節 刈谷市防災会議

刈谷市防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定により市長の附属機関として設置されており、刈谷市防災会議条例第3条に定める委員をもって構成する。

(刈谷市防災会議条例 参考資料掲載)

第2節 刈谷市災害対策本部

市の区域内に相当規模の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときに、法第23条の2規定により刈谷市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置し、災害発生の恐れが解消し、若しくは応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

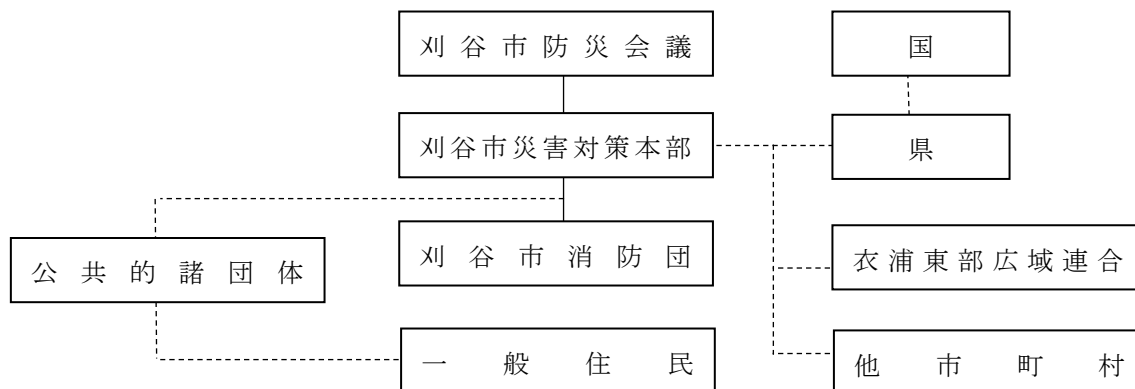
災害対策本部は、市長を本部長として市の全機構を総括する構成であり、その所掌事務として水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括する。

なお、災害対策本部の運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう刈谷市災害対策本部条例等に定める。

(刈谷市災害対策本部条例 参考資料掲載)

1 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策系統図



(2) 災害対策本部

刈谷市災害対策本部は刈谷市災害対策本部条例第3条に定める部をもって構成する。

(刈谷市災害対策本部条例 参考資料掲載)

(3) 本部員会議

本部員会議は、市長(本部長)、副市長及び教育長(副本部長)並びに本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部員会議の協議(指示)事項

- (ア) 配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 罹災調査の方法及び基準に関すること。
- (エ) 救護物資等供与の基準に関すること。
- (オ) 避難指示に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。
- (キ) 国・県の機関、他市町村又はその他の機関、団体等に対する応援の要請に関すること。
- (ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関する重要なこと。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (イ) 本部員会議は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。
- (ウ) 本部員は、それぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (エ) 本部員は、必要により所要の職員を伴って出席することができる。
- (オ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、生活安全部長にその旨申し出るものとする。
- (カ) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

ウ 決定又は指示事項の通知

会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が職員に通知を要すると認めたものにつ

いては、速やかに通知し、その徹底を図る。

(4) 各部の任務分担

各部課の任務分担は、別に定める。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次のいずれかに該当したときに設置する。

(1) 市長が第1非常配備、第2非常配備又は第3非常配備を指令したとき。

(2) その他必要により、市長が指令したとき。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、県及び防災関係機関に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

第3節 非常配備

1 配備の基準

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

なお、非常配備員は、休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外において非常配備に該当する予警報等の発表を知ったときは、速やかに自主参集するよう努める。

(非常配備の種類及び時期 別表1)

2 通信運用

市は、市内の被害状況等について、一般加入電話、市防災行政無線及び消防無線等(移動系無線)の活用により情報収集し、迅速な応急対策等を実施するとともに、これらが途絶した場合は、携帯電話、各防災関係機関、自主防災組織等の協力によって、通信運用の確保を図る。

3 連絡調整の実施

市は、災害の態様に応じ、災害対策本部に各防災関係機関の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

別表 1

非常配備の種類及び時期

非常配備の種類	時 期	
	始 期	終 期
準備配備	1 刈谷市に大雨、高潮、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 2 刈谷市に台風接近に伴う強風注意報が発表されたとき。 3 市域において20mm以上の時間雨量が観測されたとき。 4 河川の水位が著しく上昇したとき。	災害の発生の恐れが無くなり、その注意を要しなくなったとき、又は第1非常配備に移行したとき。
第1非常配備	1 刈谷市に大雨、高潮、洪水警報のいずれかが発表されたとき。 2 刈谷市に台風接近に伴う暴風警報が発表されたとき。 3 市域において、注意報、警報の発表に関係なく1時間に40mmを超え、さらに降雨が続くと予想、又は河川水位が氾濫注意水位を超えると予想され、配備が必要と判断されたとき。	災害の発生の恐れが無くなり、応急対策が完了したとき、又は第2非常配備に移行したとき。
第2非常配備	1 気象区分に関係なく、風水害による災害の発生を覚知したとき、又は発生の恐れが確認されたとき。 2 災害により市民等を避難させる必要を生じたとき。 3 河川水位が出動水位を超えると予想されたとき。	災害の拡大の恐れが無くなり、応急対策がおおむね完了したとき、又は第3非常配備に移行したとき。
第3非常配備	1 市内全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	応急対策活動がすべて完了したとき。

風水害等災害対策計画

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

1 方針

災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、自らの安全を確保した上で、周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努めるものとし、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努め、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

3 市民の基本的責務

(1) 市民は、「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えを、より一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として刈谷市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市は、刈市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、刈谷市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

1 方針

市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

日頃から地域の防災関係者間の連携が重要なため、自主防災組織及び非営利団体・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携の推進に努めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

また、行政、市民、自主防災組織などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。

災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は県とともに、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

2 実施内容

(1) 消防団の充実強化

市及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議）に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。また、災害に対する地域連帯の強化を図るため、実践的な消火活動や定期的な訓練を行

うなど、地域の防災活動を推進するとともに、防災用資機材等購入費等の補助、自主防災組織の中心を担う防災リーダーの育成、組織の運営等についての指導等を行う。

イ 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(ア) 平常時の活動

- a 情報の収集伝達体制の確立
- b 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- c 火気使用設備器具等の点検
- d 防災用資機材等の備蓄及び管理
- e 地域内の要配慮者の把握

(イ) 災害発生時の活動

- a 初期消火等の実施
- b 地域内の被害状況等の情報の収集
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 住民に対する避難情報の伝達
- e 集団避難の実施
- f 炊出しや救援物資の配分に対する協力

ウ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

エ 自主防災組織と防災関係団体のネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(3) 防災リーダーの養成とネットワーク化の促進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。

ア 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

市は、防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(4) ボランティア

ア ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

- (ア) 市は、市民交流センター(市民ボランティア活動センター、国際プラザ、社会教育センター)、大手公園に災害ボランティアセンターの本部を設置し、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。
- (イ) 市は、災害ボランティアセンターの開設に当たり、協定によりセンターの運営を社会福祉協議会に要請するものとする。
- (ウ) 市は、災害時にボランティアコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)にボランティアコーディネーターの派遣を要請する。
- (エ) 災害ボランティアセンターに派遣されたボランティアコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
- (オ) 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。
- (カ) 市は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

イ ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるボランティアコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

ウ NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

エ 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章第2節「浸水想定区域における対策」6、7参照

2 県、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性につ

いて積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画(BCP)等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市はあらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 水害予防対策

第1節 河川防災対策

1 方針

市は、洪水による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、県と連携を取りながら水系の一貫した河川改修を推進する。

2 実施内容

(1) 河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水による被害を最小限度にとどめるよう、堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改良事業

二級河川、準用河川、水路等について、緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸の改良、堆積土砂の除去等を施行し、河道の整備を図る。

(3) 流域水害対策

境川流域などについては、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

(4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる

河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(6) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

イ 大規模氾濫減災協議会

水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会に参加し、必要な協議・情報共有を行う。

3 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第 2 節 浸水想定区域における対策

1 方針

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 洪水浸水想定区域の指定（県における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川 刈谷市関係分のみ抜粋

国土交通大臣指定	矢作川
県知事指定	境川、逢妻川

○ 水位情報を周知する河川 刈谷市関係分のみ抜粋

県知事指定	猿渡川
-------	-----

○ 水位情報を周知する海岸 刈谷市関係分のみ抜粋

県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)
-------	----------------------------------

3 雨水出水浸水想定区域の指定(市、県における措置)

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ作成を支援する。

4 高潮浸水想定区域の指定(県(建設局)における措置)

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市町村等への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ作成を支援する。

5 市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

水防法第15条に掲げられた事項に関して以下のとおり定める。

ア 洪水予報等の伝達方法については、第3編第6章に定める。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項については、市地域防災計画(資料編)に定める。

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項については、第2編第12章に定める。

エ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主と

して防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの及び大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものについては、市地域防災計画(資料編)に定める。

オ エの施設への洪水予報等の伝達は、電話、メール配信等により行う。

(2) ハザードマップの配布

市長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい地区については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告。

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告。

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告。

7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成。

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告。

第3節 地下空間の浸水対策

1 方針

水災による被害の軽減を図るため、地下空間等への減災対策を推進する。

2 地下空間の所有者・管理者・占有者、市及び県における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 各組織の連携方策の整備

地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。

3 市及び県における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市及び県は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

第4節 農地防災対策

1 方針

市は、農地、農業用施設等の自然災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安

定を図り、併せて県土の保全を図る。

2 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化に対処するため、排水機、排水路等の新設又は改修を行い予想される被害を未然に防止する。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び余水吐、その他附帯施設の改修を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、ハザードマップの作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

(防災重点農業用ため池 附属資料掲載)

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、頭首工、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の付与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

第3章 土砂災害等予防対策

第1節 土地利用の適正誘導

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 方針

市は、集中豪雨等による急傾斜地の崩壊による災害から住家及び人命を守るため、県と連携を取りながら急傾斜地崩壊の防止を図る。また、市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画に指定区域を反映させるなど、必要な防災対策を積極的に実施していく。

2 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

(1) 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域 附属資料掲載)

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれ

がある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(2) 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

3 ハザードマップの周知

市は、刈谷市地域防災計画に基づき作成したハザードマップに、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所及び避難経路等を明示する。

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え全戸配付など様々な手法を活用して周知する。

第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。

(3) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(4) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(5) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすること

ができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(6) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第4章 事故・火災等予防対策

第1節 鉄道災害対策

1 方針

鉄道における列車の衝突時による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害(以下「大規模鉄道災害」という。)に対する対策を実施する。

2 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社(以下「鉄道事業者」という。)は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第6章第1節「交通関係施設対策」の定めにより実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

3 衣浦広域連合による措置

衣浦東部広域連合は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

4 中部運輸局、県、刈谷警察署及び市における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

中部運輸局、県、刈谷警察署及び市は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

中部運輸局、県、刈谷警察署及び市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 道路災害対策

1 方針

橋りょう等の道路構造物の被害等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大規模道路災害」という。)に対する対策を実施する。

2 道路管理者(中部地方整備局、県、中日本高速道路(株)及び市)における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

中部地方整備局、県、中日本高速道路(株)及び市(以下、「道路管理者」という。)は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第6章第1節「交通関係施設対策」の定めにより実施する。

(3) 実践的な訓練の実施

道路管理者及び港湾管理者(本節において、「道路管理者等」という。)は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(4) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 衣浦東部広域連合における措置

衣浦東部広域連合は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

4 刈谷警察署及び市における措置

刈谷警察署及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展する事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 方針

危険物、毒物劇物等化学薬品類(以下「危険物等」という。)による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備に努める。

2 県及び衣浦東部広域連合における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

県及び衣浦東部広域連合は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより、立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査を実施する。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

県及び衣浦東部広域連合は、危険物等施設管理者及び保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

3 衣浦東部広域連合における措置

衣浦東部広域連合は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

イ 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所と相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資材の備蓄

事業所における化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成の実施に努める。

第5章 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 方針

放射性同位元素、核燃料物質等(以下「放射性物質」という。)による災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、防災関係機関との連携の下に、予防対策の整備を図る。

2 施設等の防災対策

事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

(1) 施設の不燃化等の推進

(2) 放射線による被ばくの予防対策の推進

(3) 施設等における放射線量の把握

(4) 自衛消防体制の充実

(5) 通報体制の整備

(6) 放射性物質取扱業務関係者への教育の実施

(7) 防災訓練等の実施

3 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器(個人用被ばく線量測定用具を含む。)、放射線防護服等の整備を図る。

4 防災対策資料の整備

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

5 放射線被ばく者診断医療機関(専門医)の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く機関の把握に努める。

6 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第6章 建築物等の安全化

第1節 交通関係施設対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各施設の整備を促進する。

2 道路

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

道路管理者は、交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となる恐れが大きい橋りょう等交通施設の整備と防災構造化を推進するとともに、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある道路については、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策

渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

(4) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋等の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図る。

3 鉄道

東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施するとともに、列車事故による災害を防止するため、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者、及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、市は地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度

等により、代替水源の確保に努めるものとする。

(2) 早期復旧の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設

中部電力パワーグリッド株式会社は、電力設備を災害から守り、電力供給の確保を図るため、電力設備等の災害予防対策を実施する。

(1) 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、生活に欠くことのできない都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害の防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流出防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定められた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等

においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道事業者は、災害時において水を確保するために水道施設の災害予防対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造への見直しや、嵩上げを行なうなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

市は、下水道管渠及びポンプ場について、必要な対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材を平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 民間雨量貯留施設等の整備の推進

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して、浸水被害の軽減を推進する。

6 一般通信施設

西日本電信電話株式会社等通信事業者は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため電気通信施設等の災害予防対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化を進める。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設及び設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検及び整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 方針

市は、貴重な文化財を後世に継承するため、適切な保護及び管理体制の確立並びに防災施設の整備促進を図る。

2 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高めるため、文化財防火デーを中心とした日に、防災訓練等を実施し、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防火意識の普及を図るとともに、管理及び保護について指導及び助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備等の消防用設備の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

第4節 防災建築物整備対策

1 方針

建築物の不燃化及び防水対策を図り、安全な都市環境の実現を期する。

2 市における措置

(1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、学校等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 防災拠点施設の屋上の番号標示

市庁舎屋上に番号標示したように、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集が効果的に実施できるよう屋上標示を順次整備する。

(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から新設等に際しては必要な浸水対策等を促進する。

(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

3 学校等管理者における措置

(1) 文教施設及び設備等の点検及び整備

文教施設及び整備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 危険物の災害予防

化学薬品、その他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全が確保できるよう適切な予防措置をとる。

第7章 都市の防災構造化対策

第1節 都市計画

1 方針

市は、土地利用計画に即して土地区画整理事業等による面的整備を行うとともに、公園、緑地等の公共空地、道路等の交通施設及び上下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点を置いた都市計画事業を推進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(1) 都市計画のマスタープラン等の策定

市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

2 実施内容

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業の実施に併せて、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

(2) 街路の整備

街路は、災害時における防火帯、消火救護活動及び緊急輸送の動脈として重要な施設であるので、幅員、構造等は防災に配慮して計画する。

(3) 都市公園整備事業

公園、緑地、広場等は、街路とともに重要な防災施設であり、災害時の避難場所として、また火災発生時には防火帯及び応急救護活動の拠点として活用できるので、都市防災の観点から適正な規模及び配置に留意し、拡充整備を図る。

(4) 都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業、都市下水路事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場及び下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

イ 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

ウ 排水路整備事業

排水路の断面不足等に伴う越水又は溢水による市街地の浸水及び冠水を防止するため、排水路の改良及び新設を実施する。

第2節 防災街区等

1 方針

市は、市街地の災害防止、土地の合理的利用及び環境の整備を図るため、防火地域等の指定、宅地造成等の規則及び市街地再開発事業の推進により、市街地の防災街区を整備する。

2 実施内容

(1) 防火地域、準防火地域の指定

火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く火災危険度の高い区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進し安全な市街地の形成を図る。

(2) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域については、知事の指定を受け、必要な規制を行う。

(3) 市街地再開発事業

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用で都市機能の更新を図る。

第3節 防災建造物

1 方針

建築物の不燃化、防水対策及び強風対策を図り、安全な都市環境の実現を期する。

2 実施内容

(1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、学校等の公共建造物の不燃化を図る。

(2) 防災拠点施設の屋上の番号標示

市庁舎屋上に番号標示したように、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集が効果的に実施できるよう屋上標示を順次整備する。

(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から新設等に際しては必要な浸水対策等を促進する。

(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

(5) 建築物の強風対策

強風による建築物の屋根材や外壁材などの飛散が多数発生した令和元年房総半島台風の被害調査結果等を踏まえて、建築基準法の告示基準（令和4年1月1日施行）における瓦屋根の緊結方法が強化されたことから、安全確保のため建築物の強風対策を推進する。

なお、本市における強風対策の対象区域は市内全域とする。

第8章 防災上必要な施設の整備

第1節 方針

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災上必要な施設の整備に努める。

第2節 実施内容

1 防災中枢機能の充実

(1) 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策

本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 気象等情報収集の整備等

気象・水象等の自然現象に関する情報の収集は、防災対策上極めて重要であり、これらの情報は、アメダス情報及び県防災行政用無線あるいは報道機関による報道等により広く収集し、防災体制の即応性の強化、充実を図る。

3 通信施設の整備等

(1) 通信施設の防災構造化等

市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

市及び防災関係機関は、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

4 水防施設の整備等

市は、浸水注意箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な木杭、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備及び点検を行う。

5 救助施設の整備等

人命救助に必要な救命ボート、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、災害時の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備及び点検を行う。

その際、資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

6 拠点となる防災備蓄倉庫の整備等

北部、中部、南部の各地域に災害時の拠点となる防災備蓄倉庫を整備する。

7 その他施設の整備等

防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。また、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入についても検討する。

8 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第9章 避難行動の促進対策

第1節 情報伝達体制の整備

1 方針

市長は、あらかじめ指定避難所（避難所）や指定緊急避難場所の指定、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。

また、避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。

第2節 避難場所及び避難道路

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じて、その危険の及ばない場所・施設を、指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて、指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

2 避難道路の確保と交通規制計画

市は、被災者等が迅速かつ安全に避難ができるよう、避難道路の通行確保に努める。また大地震の発生に備え交通規制計画を定めるものとする。

(1) 避難道路

住民は、広域避難場所が指定されたときは、次の基準により避難道路を選定し常に家族全員で確認しておくこと。

（主要避難道路 附属資料掲載）

ア 避難道路はおおむね8～10メートル以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危

険のある建物、危険物施設がないこと。

- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差していないこと。
- エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - ア 気象予警報及び気象情報
 - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - ウ 海岸の水位情報
 - エ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長が自ら躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること
 - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること
 - ア 避難の指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生

するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

ウ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(河川・海岸管理、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

4 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌、PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図

るものとする。

また、浸水想定区域等には同報系防災行政無線を設置し、屋外拡声器により広報活動を実施する。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、緊急避難場所等の指定を行った場合、次の事項を、地域住民に周知徹底する。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

市は、地域住民に対して、次の事項を普及する。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。)

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ハザードマップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 方針

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難計画

避難計画は、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難に万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施

方法等について定める。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における措置

市は、浸水想定区域(水防法に基づくもの)及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第10章 避難所・要配慮者・帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

1 方針

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所(緊急避難場所)は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

令和2年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

2 避難所の整備

(1) 避難所等の整備の目安

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

(2) 避難所の配置

市は、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を超えての避難を考慮して整備していく。なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(3) 避難所の指定及び整備

市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、学校などの住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

上記の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

選定に際しては、次の点などに留意する。

ア 住民にとって身近な施設にすること。

イ 二次災害などのおそれがないこと。

ウ 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。

エ 主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。

オ 環境衛生上問題のないこと。

カ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は避けること。

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

災害発生時に複数の避難者がやむをえず選定された避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(4) 避難所における必要面積の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

(5) 指定福祉避難所の指定

ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用し

やすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備

地域防災無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(7) 避難所の標示

市は、避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に標識を立てておくものとする。

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

(8) 避難所の運営体制の整備

ア 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る

イ 市は、マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる要配慮者への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(9) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(10) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 方針

近年の急速な高齢化や国際化、さらにはライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設管理者」という。)は、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

特に本節第4項第2号に定める避難に支援が必要である者(以下「避難行動要支援者」という)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を活用する。

また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ正確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、市役所及び衣浦東部広域連合への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急システムの整備を進めるとともに、自主防災組織等の協力を得て地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織、国、他の地方公共団体等と応援協力体制の確立の確立に努める。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

4 避難行動要支援者の支援

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報等により把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。とするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の範囲

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- ア 70歳以上の単身高齢者
- イ 80歳以上のみで構成する高齢者世帯
- ウ 要介護3から5の認定を受けている者
- エ 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者
- オ 身体障害者手帳1級並びに下肢、体幹、視覚及び聴覚の2級の者
- カ 療育手帳A判定の者
- キ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ク その他市長が必要と認める者

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、転入や介護認定、障害者手帳の取得等により、新たに避難行動要支援者に該当することとなった者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から刈谷消防署、刈谷警察署、民生委員、児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等、避難行動要支援者の異動が確認された場合及び避難行動要支援者が社会福祉施設等へ入所したことを把握した場合は、該当する者の情報を名簿から削除する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の名簿のうち、避難支援等関係者に、情報提供することについて同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供するものとする。

市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 個別避難計画の作成

市は、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

(7) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画に掲載された情報を刈谷消防署、刈谷警察署、民生委員、児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者に提供することについて避難行動要支援者に対し

同意の確認を行い、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(8) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(9) 名簿情報等の漏えい防止

避難支援等関係者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供する際には、各情報の適切な管理を依頼するなど、個人情報保護に十分配慮し、情報の漏えい防止を図る。

(10) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

5 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 緊急避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する
- (2) 地域の担い手として活躍できる災害時の体制の整備
- (3) 多言語や、やさしい日本語による防災知識の普及活動の推進
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の実施
- (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの活用

6 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

(1) 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(2) 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

オ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

7 災害ケースマネジメント

市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 方針

市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 実施内容

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設(滞在場所)の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

4 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

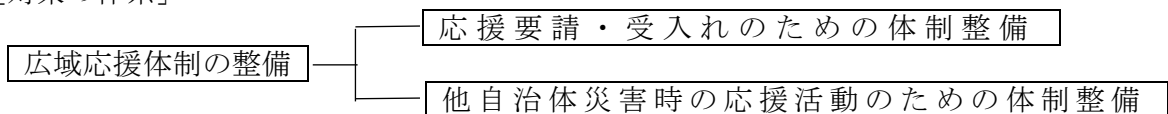
第11章 広域応援・受援体制の整備

第1節 方針

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

[対策の体系]



第2節 体制の整備

1 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講じ、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援

を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

2 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施する。

3 応援受入れ体制の整備

市は、応援要請後、他市町村及びその他防災関係機関等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

4 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣ができ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、以下の事項についてマニュアルを整備する。

- 1 支援対策本部
- 2 派遣職員のチーム編成
- 3 携帯資機材
- 4 使用車両

5 作業手順等

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、平常時より研修及び訓練を実施する。

第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保に努めるものとする。さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

2 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第5節 防災活動拠点の確保等

市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLo)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 方針

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、地域の防災の役割を果たしている自主防災組織、消防団の育成・強化にも努める。

なお、その際には要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、自ら災害を免れた場合に被災地のために救援奉仕活動を行う意志のあるボランティアグループをあらかじめ登録しておき、災害時の活動に必要な情報等を提供する。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民、民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、市は、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

また、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するよう努めるほか、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第2節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

市は、自治会を単位とした自主防災組織、刈谷警察署、ライフライン関係企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な災害に備えての総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努める。

2 地域防災訓練

自治会を単位とした自主防災組織が、避難誘導、情報の収集伝達、初期消火、応急救護訓練等の具体的な訓練を、資機材を活用して実施する。

3 広域応援訓練

市は、被災により、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

4 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

5 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

6 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、実践的な図上訓練や災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施する。

7 防災上必要な計画及び訓練

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

(2) 学校における訓練は、教育課程に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正及び整備を図る。

第3節 防災知識の普及

1 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研修会等を実施する。

2 市民に対する防災知識の普及

市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

また、市民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるようパンフレット等を作成し、各種防災行事を通じて配布する。

3 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、7日分程度(最低でも3日間分)の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

4 報道媒体の活用及び協力要請

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

5 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第13章 児童生徒等対策

1 方針

市は、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)並びに職員等の生命及び身体の安全を図り、学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土地及び建物その他の工作物(以下「文教施設」という。)並びに設備を災害から防護するため、必要な計画を策定し、その推進を図る。

また、保育園についても同様の措置を講ずる。

2 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から職員等の任務の分担及び相互の連携等について体制を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

3 防災上必要な教育の実施

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級指導(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の修得及び技術の向上

関係職員に対する防災指導資料を作成し、配布し、講習会、研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の修得及び技術の向上を図る。

4 登下校(登降園)の安全確保

(1) 通学路の設定等

ア 通学路については、刈谷警察署、知立建設事務所等関係機関及び校区内関係者と連携を図り、校区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検及び整備を行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒等の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認して

おく。

オ 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

カ 高等学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとにアからエまでに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

(2) 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を周知徹底しておく。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第14章 防災に関する調査研究の推進

1 方針

災害は、広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、その効率的推進を図るよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の把握

災害危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険区域の被害想定

調査の促進が必要とされる危険区域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果、過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

3 調査研究成果の活用

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市は、地域の水害・土砂災害のリスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、自主防災組織単位でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に促進する。

(2) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査を促進する。

風水害等災害対策計画

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1章 災害発生直前の対策

第1節 警報等の伝達

市は、被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

第2節 住民の避難誘導

市は、住民に対し、迅速かつ的確な避難誘導を行う。

第3節 災害未然防止活動

市は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策に努め、必要に応じ警戒区域の設定、避難指示等を行う。

第2章 活動体制の確立

第1節 活動体制

- 1 市は、複合災害の発生も念頭におき、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 2 防災関係団体は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。
- 3 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 4 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。
 - (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - (3) 電気・水・食糧等の確保
 - (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - (5) 重要な行政データのバックアップ
 - (6) 非常時優先業務の整理
- 5 市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に構すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高める

よう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

6 人材の育成等

- (1) 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、人材の育成を図る。
- (2) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- (3) 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

7 防災関係機関相互の連携

- (1) 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- (3) 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2節 事故災害における事業者の活動体制

- 1 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止に必要な措置をとる。
- 2 事業者は、発災後速やかに、社員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3節 広域的な応援体制

1 応援体制の整備

市は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとし、また、他の市町村に大規模な災害が発生した時は、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

- 2 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- 3 災害緊急事態の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、刈谷市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請

市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求

市長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

4 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第5節 応援協力

1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村

と調整・連携した上で実施するものとする。

第6節 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- 1 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- 2 市は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。
また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- 3 市は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第3章 避難行動

第1節 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命及び身体の保護が必要と認められるときは、地域住民に対し、避難情報を発令して、安全な場所へ避難させるための方法及び避難所について定める。避難情報は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難情報の判断基準の明確化を図る。

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動用支援者の迅速な避難や、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、要配慮者への支援体制を整備するものとする。

第2節 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋

内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

1 市長

(1) [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

(2) [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令するよう努める。

(3) [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者等避難を発令するよう努める。

(4) 対象地域の設定

避難情報を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(5) 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(6) 事前の情報提供

避難情報に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予

測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(7) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断するものとする。

(8) 報告

市長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

[報告先(災害対策基本法第60条第4項)＝知事(西三河県民事務所)]

(9) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

[報告先(水防法第29条)＝刈谷警察署]

3 知事又は知事の命を受けた職員

(1) 洪水等のため立ち退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

[報告先(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)＝刈谷警察署]

(3) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報、対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者(建設事務所長)から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(4) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により、市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立ち退き等の指示を行う。

(5) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要因及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(6) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めるときは、町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 警察官

(1) 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を執る。

〔報告先（警察官職務執行法第 4 条第 2 項）＝公安委員会〕

(2) 災害対策基本法第 61 条による指示

1 の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

〔報告先（法第 61 条第 3 項及び第 4 項）＝市→西三河県民事務所〕

5 自衛官

避難等の措置

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「4 の(1)警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

〔報告先（自衛隊法第 94 条）＝防衛大臣の指定する者〕

6 避難指示の時期

避難の指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

また、避難指示に至る前から、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

なお、避難指示を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値等具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるとともに、防災気象情報、指定河川洪水予報、水位情報周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令、土砂災害警戒情報が発表されたとき、前兆現象が認められたときあるいは災害が発生したときなどにおいて状況を総合的に判断して避難指示を発令する。

ただし、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

7 伝達の方法

避難情報が対象地区に徹底するよう、災害の状況及び地域の実情に応じて各種伝達方法を

複合的に利用し実施するとともに、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(1) 広報車等による伝達

市の広報車、消防団車両により、対象地区を巡回して伝達する。

(2) 個別巡回による伝達

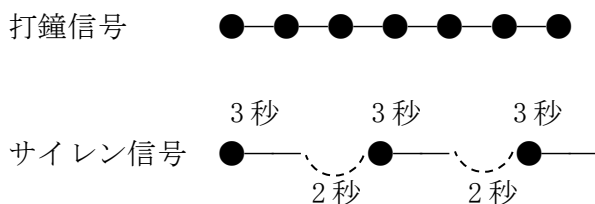
市、衣浦東部広域連合、消防団及び自主防災組織により、対象地区へ口頭伝達を行うほか、必要に応じて各家庭を個別訪問して伝達の徹底を図る。

(3) 放送による伝達

ラジオ、テレビの放送局に対して、避難情報を発令したことを通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

(4) 信号による伝達

信号による伝達は、次のとおりとする。



(5) 移動系防災行政無線、携帯電話等による伝達

移動系防災行政無線、携帯電話等により対象地域の自主防災会長へ伝達する。

(6) メール配信による伝達

刈谷市メール配信サービス及びエリアメールにより、あらかじめ登録してある市民等へ伝達する。

(7) 同報系防災行政無線等による伝達

同報系防災行政無線の屋外拡声器やコミュニティFMの電波を利用した防災ラジオにより、情報を伝達する。

(8) インターネット等による伝達

刈谷市Webサイトにより情報を伝達する。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に県を通じて情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(9) 自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達

8 伝達の内容

避難の指示をした場合に、対象地区の住民に伝達する内容は、次のとおりとする。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難指示の理由

(5) その他の必要な事項

火の始末、盗難防止、携行品、服装等

9 避難指示の報告

市長が避難指示を行った場合又は警察官等から指示をしたことの連絡を受けた場合は、直

ちに次の事項について知事へ報告する。

- (1) 発令者、理由及び日時
- (2) 避難対象地区及び避難先
- (3) 避難者数

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察及び市が誘導を行う。
- (2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとして、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不相当となった場合は別の避難所に移送する。
- (4) 避難誘導、安否確認の実施にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するように努め、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等

の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第4章 通信運用

第1節 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る。

第2節 実施内容

1 通信窓口

災害時における市本庁と関係官公署、学校、団体、一般住民等に対する通信連絡は、有線電話及び防災行政用無線のうち最も迅速な方法で行う。

関係機関の窓口

市	生活安全部危機管理課	0566-62-1190 0566-27-9652 (FAX) 710-2-2291 (愛知県防災行政無線) 710-1150 (愛知県防災行政無線 FAX)
	衣浦東部広域連合消防局 (通信指令課)	0566-63-0119 8308-31 (愛知県防災行政無線) 8308-11 (愛知県防災行政無線 FAX)
	刈谷警察署 (警備課)	0566-22-0110
県	西三河県民事務所 (防災安全課) 県本部 (防災安全局災害対策課)	第5章第3節 4 <県への連絡先> のとおり

2 通信連絡の手段

(1) 県防災行政無線

災害時における県及び他市町村の防災関係機関との情報の収集及び伝達に利用し、県から発信される災害に関する情報等は、一斉指令によるファクシミリにより受信する。

(2) 市防災行政無線

災害時における緊急を要する市内の通話連絡に利用する。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

県、市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した、防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(4) 電話・電報施設の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。(※22時以降一翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報の申込であること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・発信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。(※22時以降一翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込であること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・発信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「緊急」と朱書きし、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

イ 携帯電話の活用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

ウ 専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人名の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。

(ロ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(ハ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(ニ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

(ホ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(ヘ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ト) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(チ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(リ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

なお、放送中継局に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性にかんがみ、厳重な制限があるので依頼された非常通信を取り扱うか否かは、当該放送中継局において決定する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通じて依頼する。）することができる。

(7) 県防災情報システムの使用

市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システム等を効果的に使用する。なお、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。

また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第5章 郵便業務の応急対策

第1節 日本郵便株式会社の措置

1 郵便物の送達の確保

(1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

(2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第6章 情報の収集及び伝達

災害が発生した場合、応急復旧活動を展開するためには、その規模や被害の程度を迅速かつ、的確に把握することが不可欠である。

関係機関は、情報の収集に当たるとともに、通信手段の確保に努め、相互に効果的な連絡網を構築して、被害程度の把握と救援体制の立ち上げに役立てる。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 被害規模の早期把握のための活動

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急等対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県に報告する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。報告にあたり、市は、県防災情報システムを有効に活用する。

3 安否不明者・行方不明者の情報収集

市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名の公表については、県が策定した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき、県と協議のうえ実施するものとする。

4 一般被害情報等の収集・連絡

市は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡する。

5 応急対策活動の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2節 通信手段の確保

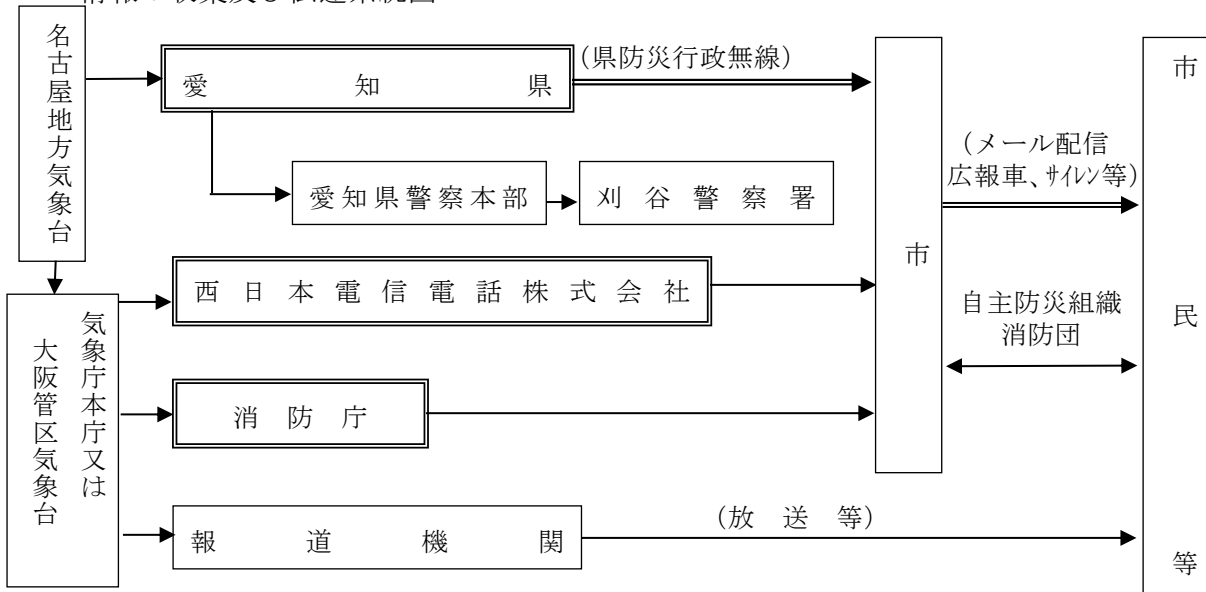
災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

- 1 市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
- 2 市及び各機関は、携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 3 市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

第3節 実施内容

1 情報の収集及び伝達系統

情報の収集及び伝達系統図



- 注) 1 西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
2 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2 気象予警報等の種類と発表基準

(1) 気象に関する特別警報・警報・注意報

名古屋地方気象台が、発表基準（風速、潮位や雨量指数など災害発生に密接に結びついた指標）に到達する現象が予想されるときに発表する。

なお、重大な災害が発生するおそれのある値を警報の基準に、災害が発生するおそれのある値を注意報の基準に設定しており、特別警報の基準は、数十年に一度という極めて希で異常な現象を対象として設定している。

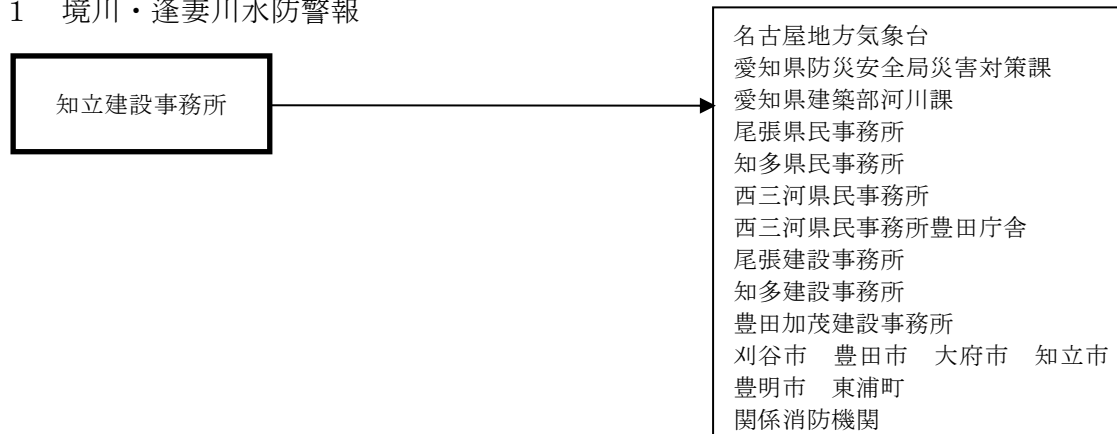
(2) 水防警報

知事が、指定する河川又は海岸において、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか若しくは氾濫注意水位を超えるとき又は洪水若しくは高潮による災害が予想される場合において水防の必要が認められたとき発令する。

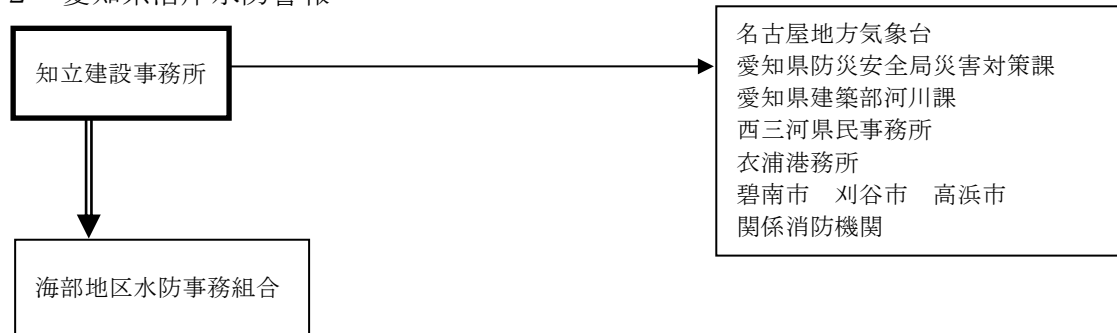
水防警報伝達系統図

知事が水防警報を行う河川及び海岸

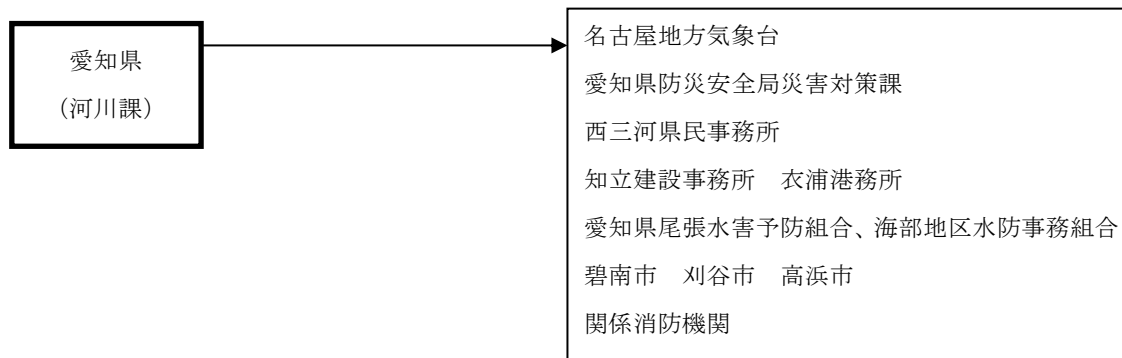
1 境川・逢妻川水防警報



2 愛知県沿岸水防警報



3 愛知県津波水防警報

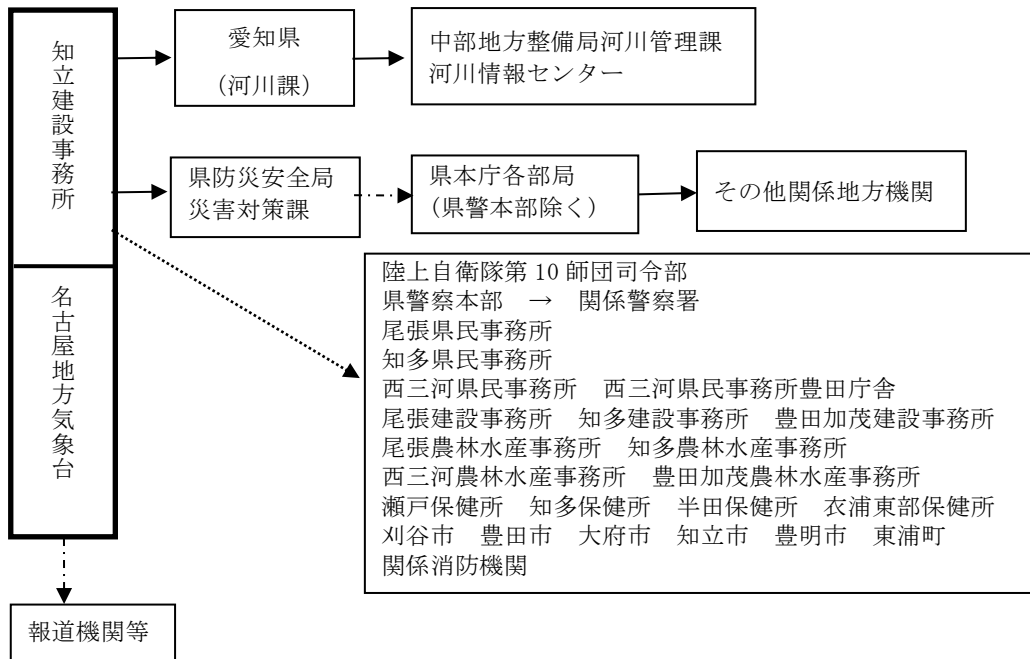


(3) 洪水予報

名古屋地方气象台及び県は、知事が指定する河川で、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表する。

洪水予報伝達系統図

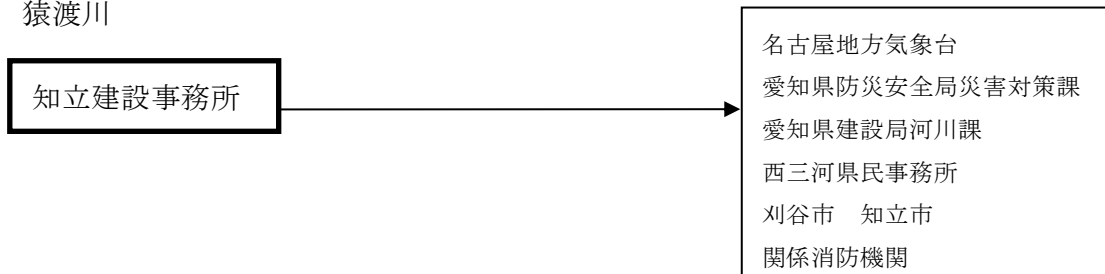
境川・逢妻川洪水予報



(4) 水位周知河川の水位情報（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位※（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）

知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

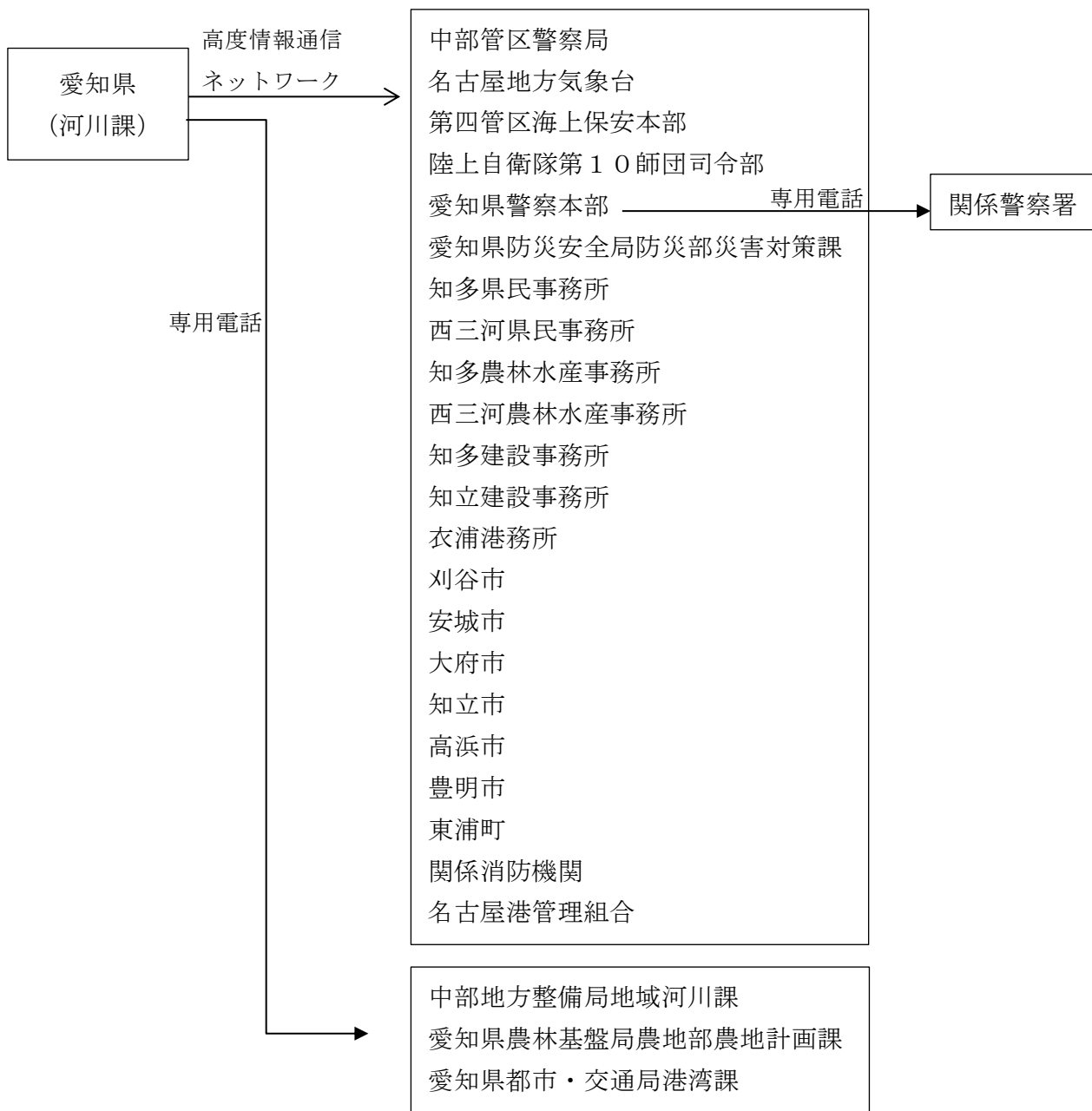
猿渡川



(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）

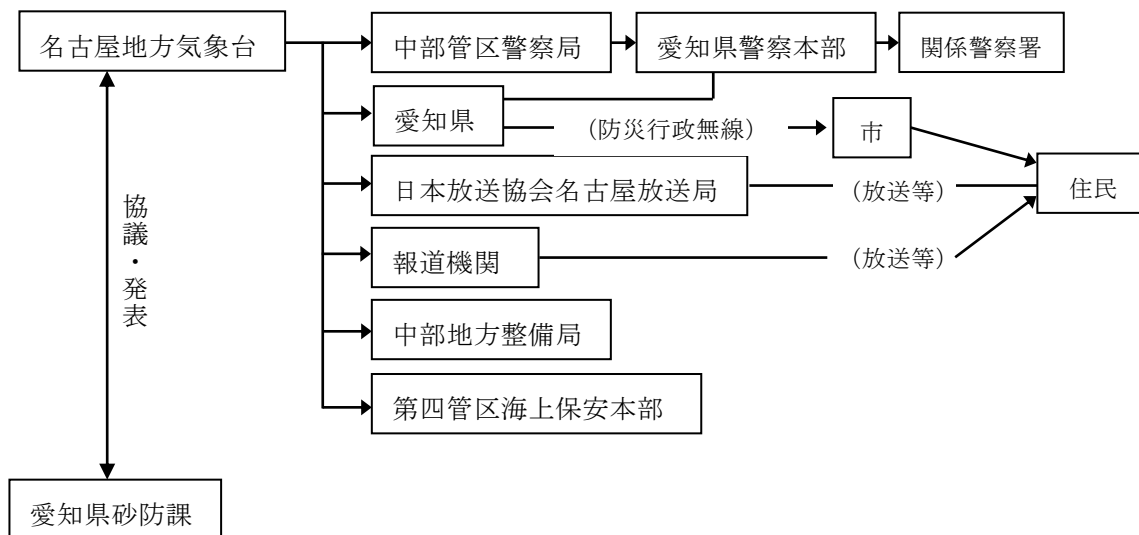
三河湾・伊勢湾沿岸



(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）

名古屋地方気象台及び県は、市町村ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）に該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。

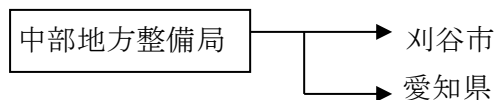


※ 土砂災害警戒情報は、名古屋地方気象台と県建設局砂防課が協議のうえ、県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

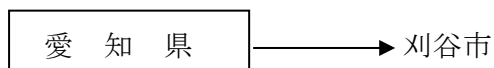
(7) 土砂災害緊急情報

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知するとともに、市民に周知する。

ア 大規模な土砂災害（河川閉塞による土石流、湛水など）



イ 大規模な土砂災害（地すべり）



（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河川閉塞による土石流、湛水など）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

(8) 火災気象通報

名古屋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、その状況を県に対して通報する。通報を受けた県は、直ちにこれを市へ通報する。

(9) 火災警報

市長が、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときに発令する。

3 通報に対する措置

(1) 市は、警報等の伝達を受けた場合、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により一般住民及び各種団体並びに市内の官公署、学校その他関係機関へ必要な連絡を行う。

(2) 警報等を一般住民、各種団体及び関係機関へ連絡する方法は、おおむね次による。

ア サイレン

イ 広報車による広報

ウ 一般電話

エ 有線放送（ケーブルテレビ）

オ メール配信

カ 市防災ラジオ

キ 防災行政無線（同報系）

(3) 市は、警報等を受けた後は、注意の必要がないことが明らかになるまでの間、気象の情報に注意し、状況の把握に努める。

4 被害状況の収集及び伝達

(1) 伝達の対象となる被害

市は、災害が発生した際、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び、被害状況の収集に努め、その状況に応じ、逐次、電話等により次に掲げる事項を速やかに県に伝達する。

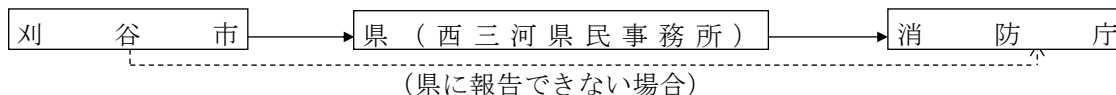
大規模な災害時や社会的影響が大きい災害等が発生した場合（中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある場合）には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害等の状況を原則として 30 分以内で可能な限り把握できる範囲内で、県に市様式 3 により第一報を行い、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県に報告する。この場合において消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）は次のとおり。



< 県への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備配備)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			県自治センター6階災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急、救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局、公共機関班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5339、5340 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5324 (運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内 (災害、特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内 (救急、救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内 (火災、危険物))			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防災行政 無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1376 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局、公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政 無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上		
	防災行政 無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同 上		
	防災行政 無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同 上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp			
防災 Web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp						

愛知県災害対策本部西三河方面本部 連絡先

区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
勤務 時間 内	配備場所	西三河県民事務所防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター室 (西三河総合庁舎4階災害対策室)		
	NTT	庁舎代表	0564-23-1211		庁舎代表 0564-23-1211	
		防災 内線	2269、2270		内線	4111、4112 (統括部総括班) 4113 (統括部総務班) 4114 (支援部支援班) 4116、4117、4124 (統括部情報班)
			直通	0564-27-2705、2706		
	NTTFAX	0564-23-4316		直通	0564-27-2796	
	防災行政 無線	防災	無線発信番号-605-2270 無線発信番号-605-2269		統括部総括班	無線発信番号-605-4111、 4112
					支援部 支援班	無線発信番号-605-4114
					統括部情報班	無線発信番号-605-4116、 4117、4124
	防災行政 無線(FAX)	無線発信番号-605-1150		無線発信番号-605-4123		
	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				
勤務 時間 外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		上記勤務時間内の欄と同じ		
	NTT	0564-27-2795				
	NTTFAX	0564-27-2796				
	防災行政 無線	無線発信番号-605-4120、4121、4122				
	防災行政 無線(FAX)	無線発信番号-605-4123				
	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				

※ ただし、西三河方面本部（西三河県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

<消防庁への連絡先>

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7527 (時間内)	92-90-43xxx	TN-048-500-90-43xxx
03-5253-7777 (時間外)	92-90-49102	TN-048-500-90-49102
03-5253-7537 (FAX) (時間内)	92-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49033 (FAX)
03-5253-7553 (FAX) (時間外)	92-90-49036 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

(43xxx の下3桁は、衛星電話番号簿を参照)

<伝達の対象となる被害と伝達内容>

伝達の対象となる被害（県に報告できない場合）		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	市様式3, 5によること
人、住家被害等	人的被害、住家被害	市様式6によること
	避難状況、救護所開設状況	市様式7によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式8によること （確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行なうものとする。）
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

(2) 伝達要領

ア 人、住家被害等 [報告先＝西三河県民事務所]

次に掲げる事項のいずれかに該当したときに報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要が認められるとき。

イ 河川被害、海岸被害、ため池等被害及び砂防被害

(ア) 河川被害 [報告先＝知立建設事務所]

重大な被害（河川の堤防が決壊又は越水が生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したときは、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

(イ) 海岸被害 [報告先＝知立建設事務所]

重大な被害（海岸堤防が決壊又は越水が生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したときは、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) ため池等被害 [報告先＝西三河農林水産事務所]

重大な被害（えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき又は用水等及びゲートが決壊し、家屋に浸水したとき。）が発生したとき及び応急復旧したときは、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。
- c 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

(エ) 砂防被害 [報告先＝知立建設事務所]

次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- a 県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し、家屋に被害を与えたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
- b 急傾斜地崩壊（いわゆるがけ崩れを含む。）、地すべり、土石流等による被害で、生命、人家及び公共的建物に被害があったとき。

ウ 道路施設被害〔報告先＝知立建設事務所〕

重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したときは、次に掲げるいずれかに該当した場合に伝達する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

エ 水道施設被害〔報告先＝衣浦東部保健所〕

県災害対策本部が設置されたときに伝達する。

オ 災害対策本部廃止時についても、設置時と同様の報告を行う。

(3) 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれ所管する関係機関に照会する。なお、全県的な被害状況については、県災害情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川被害、海岸被害、ため池被害、砂防被害、港湾施設被害、道路被害及び水道施設被害については、関係課）に照会する。

(4) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複をさけるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(5) 重要な災害情報の収集伝達

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

第7章 広報活動

第1節 方針

災害時の混乱した事態に、人心の安定及び秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に通知するようその広報及び報道に努める。

第2節 実施内容

1 災害広報

各機関は、放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線、新聞、広報車、インターネット等の広報媒体を利用して、次の事項について広報を実施する。

特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)に県を通じて情報を提供し、迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、市は、さまざまな環境下にある住民や要配慮者利用施設の管理者等に対して気象警報や避難情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- エ 救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要事項

(2) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救護物資の受入に関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

2 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- (1) 災害関係番組
- (2) 災害関係の情報
- (3) 災害対策のための解説及びキャンペーン番組
- (4) 関係機関の告知事項

第8章 災害救助法の適用

第1節 方針

災害救助法（昭和22年法律第118号）は、市の区域を単位とし、原則として同一原因の災害により、市域に一定規模以上の災害が発生した場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるとき知事が適用し、救助の一部は市に委任される。

なお、市は、同法に基づく救助の実施について、県防災安全局及び県民事務所と密接な連絡のもとに行う。

第2節 県における措置

1 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

2 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

3 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県
学用品の給与		
市立学校児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校児童生徒分 私立学校等児童生徒分	県	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土砂等の障害物等の除去	市町村（県が委任）	

4 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

5 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

6 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

第3節 市における措置（災害救助法第13条）

1 救助の実施

市長は、市区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

2 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第4節 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- 1 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- 2 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第9章 自衛隊の災害派遣要請

第1節 方針

市の地域に大きな災害が発生した場合、人命救助を第一義とする緊急救援活動のため、自衛隊の派遣を要請する。

- 1 市長は、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をする。
- 2 自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて派遣の必要性を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- 3 市長は、通信の途絶等により知事に対し自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及びその地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- 4 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の救助、避難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の警戒、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

第2節 災害派遣

1 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、自衛隊による出動が必要と認められる場合に、自衛隊の派遣を要請する。

2 災害派遣の要請（依頼）

市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し、自衛隊の災害派遣を必要と認める場合には速やかに、災害派遣要請者（知事）に対して自衛隊の災害派遣を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じ、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合又はやむを得ない理由により災害派遣要請依頼書によることができない場合は、電話その他迅速な方法により依頼するものとし、事後速やかに依頼書を提

出するものとする。

その場合、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 撤収の要請（依頼）

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ暇がないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣をすることができる。この際要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

第3節 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
救急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給 食 及 び 給 水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入 浴 支 援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を採る。

第4節 災害派遣部隊の受入れ

- 1 市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、受入れ体制を整備するとともに、関係機関相互の連絡に当たる。

- 2 市は、次の点に注意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後、速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。
 - ア 事前の準備
 - (ア) ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。
 - (イ) ヘリポートの位置の確保のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具等を配備するとともに、緯度及び経度によりヘリポートの位置を明らかにする。
 - (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
 - イ 受入時の準備
 - (ア) 離着地点には、**(H)** 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - (イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - (ウ) 砂塵の舞い上がる時は、散水又は転圧を実施する。
 - (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

第5節 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 自衛隊の救援活動に要する次の経費は、原則として市が負担する。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - (4) 県が管理する有料道路の通行料
- 2 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定する。

第10章 ボランティアの受入れ

第1節 方針

市内に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発

生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるためには、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 実施内容

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 市は、災害ボランティアセンター本部組織内に必要な机、椅子及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアコーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

(2) 市は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの後方支援を行うものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアセンターに派遣されたボランティアコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

(2) ボランティアコーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第11章 災害の拡大防止活動

市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策をとる。

第12章 救出・救護

第1節 方針

市は、刈谷警察・第四管区海上保安部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

1 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、二次被害に注意した上で、自発的に被災者の救出・救護活動を行うとともに、救出・救護活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 救出・救護活動

市は、区域内における救出・救護活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び他の市町村に応援を要請する。

3 事故災害における事業者による救出・救護活動

事業者は、救出・救護活動及び被害状況の早急な把握に努めるとともに、救出・救護活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

4 惨事ストレス

(1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 資機材等の調達等

(1) 救出・救護活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(2) 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出・救護活動のための資機材を確保し、効率的な救出・救護活動を行う。

6 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第2節 実施内容

市、衣浦東部広域連合、消防団及び刈谷警察署は、密接な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

第3節 その他

1 災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

2 保存すべき帳簿

(1) 被災者救出状況記録簿

(2) 罹災者救出関係支払証拠書類

第13章 医療及び助産

第1節 方針

災害時には医療施設自体も浸水被害等を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。

このため、災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を受けられない場合に、応急的に医療又は助産を施し、被災者を保護する。

- 1 市は、救護所を設置し、必要に応じて刈谷医師会、刈谷市歯科医師会、刈谷市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- 2 市内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- 3 市内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。
- 4 市内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努める。
- 5 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

第2節 実施内容

1 医療

- (1) 救護班により医療に当たるものとするが、医療が実施できない場合は、最寄りの一般診療機関に入院又は通院させる等の措置を採る。
- (2) 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

2 助産

医療に準ずる。

第3節 その他

- 1 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- 2 保存すべき帳簿
 - (1) 救護班診療記録
 - (2) 救護班活動状況
 - (3) 病院診療所医療実施状況
 - (4) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
 - (5) 助産台帳
 - (6) 助産関係支出証拠書類

第14章 保健衛生、防疫に関する活動

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

第1節 保健衛生

- 1 市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 2 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- 3 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。
- 4 市は、避難所の救護所に保健師、歯科衛生士等を配置し、避難者の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。
- 5 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。また、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して愛知DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

第2節 防疫活動

被災地において、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されるので、防疫の実施について迅速かつ的確に対処して住民の不安を除去する。

1 防疫の業務及び方法

市長は、知事（衣浦東部保健所長）の指導と地域住民の協力を得て、次のことを実施する。

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

患者等を早期発見するため、必要に応じて、検病調査及び健康診断を受けるよう指示するとともに衛生指導を行う。

(2) 清掃及び消毒方法

ア 市は、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

イ 市は、被災の直後に自主防災組織等の協力を得て、家屋その他の消毒を実施する。

（防疫用薬剤 附属資料掲載）

(3) ねずみ、昆虫等の駆除

ねずみ、昆虫等の駆除については、前記の清掃及び消毒方法を行う際に併せて実施する

ものとし、その駆除方法は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条に定めるところによる。

(4) 感染症予防法による飲料水の供給

「第23章 飲料水の供給」に準じて実施する。

(5) 患者等に対する措置

市は、被災者において、感染症患者又は保菌者を発生したときは、直ちに隔離の措置をとる。感染症指定医療機関に搬送することが困難な場合には、県が認める適当な病院へ搬送する。

(6) 避難所の防疫

市は、避難者の健康状態を調査するとともに、避難所を環境衛生状態良好な確保に努め、飲料水については、特に滅菌して使用する。

また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

(7) 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い、的確に実施する。

2 自宅療養者等の避難確保

(1) 県は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時か

ら、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

(2) 県は、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第15章 消火活動

1 発災後初期段階においては、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

2 市は、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な人員の配置を行うものとし、特に、大規模な災害の場合は、優先順位を定め迅速に対応する。

第16章 地域安全対策

第1節 方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等による不測の事態の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防並びに警戒について努める。

第2節 実施内容

1 社会秩序の維持対策

- (1) 刈谷警察署は、被災地及びその周辺において独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
 - (2) 市及び刈谷警察署は地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
 - (3) 刈谷警察署は災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
 - (4) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。
- 2 広報、相談活動
 - (1) 広報活動

市及び刈谷警察署は被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。
 - (2) 相談活動

警察本部、刈谷警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。
- 3 市は、刈谷警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第17章 交通

第1節 方針

被災時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、橋りょう等の交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

第2節 実施内容

- 1 道路、橋りょう等の応急措置
 - (1) 道路管理者及び刈谷警察署は、被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、巡視等の実施により道路情報の収集に努め、道路管理者等の関係機関と緊密な情報交換を行う。
 - (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。
- 2 鉄道施設の鉄道事業者による応急措置
 - (1) 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停車を行う。
 - (2) 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土、掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
 - (3) 線路、橋りょう等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の応急工事により、応急的交通を確保する。
- 3 交通規制

(1) 道路管理者における措置

ア 道路管理者は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、災害時における交通確保のため必要があると認められた場合又は通行の禁止若しくは制限、う回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

イ 道路管理者及び刈谷警察署は、通行の禁止又は制限の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。

ウ 道路管理者は、通行の禁止又は制限を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現場において指導に当たる。

また、これら規制を行ったときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

エ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた市等は、その道路管理者に速やかに通報する等、密接な連絡を取り、応急工事、交通規制等の適切な処置をとる。

(2) 刈谷警察署における措置

危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係や負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

(イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

(ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

ウ 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 <p style="margin-left: 2em;">なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う</p>
第一局面（災害発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 <p style="margin-left: 2em;">なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。 	

4 緊急交通路における路上放置車両に対する措置

(1) 運転者の措置

法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者、港湾管理者（本節において「道路管理者等」という。）の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

(2) 警察官の措置

ア 強制排除措置

(ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

(イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知県支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(3) 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において法第76条の3の規定により緊急通行車両の進行妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置することができる。

自衛官及び消防吏員が法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

(4) その他

緊急交通路の障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊が相互に協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

第18章 緊急輸送のための交通の確保

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには被災者に救援物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・救急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2節 交通の確保

災害発生後、使用可能な交通・輸送ルートを確認する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。（緊急輸送道路 参考資料掲載）

1 道路交通規制等

- (1) 刈谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 刈谷警察署長は、把握した情報に基づき、被災地周辺の幹線道路及び避難路について、被災地への流入抑制を図るほか、公安委員会が指定した緊急交通路を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- (3) 刈谷警察署長は、交通規制を実施したときは、直ちに地域住民等に周知させる措置を行う。
- (4) 警察官は、緊急交通路において、車両、その他の物件が通行の妨害となると認めるときは、関係者に車両等の移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (5) 刈谷警察署は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な場合は、警察車両等による先導等を行う。
- (6) 交通規制にあたっては、警察、道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連帯を保ち、適切に行うようにする。

2 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、関係機関と情報共有する。

3 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- (1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して、緊急復旧に努める。
- (2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- (3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

4 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

（道路等災害対策に関する応援協定書 参考資料掲載）

第19章 緊急輸送

第1節 方針

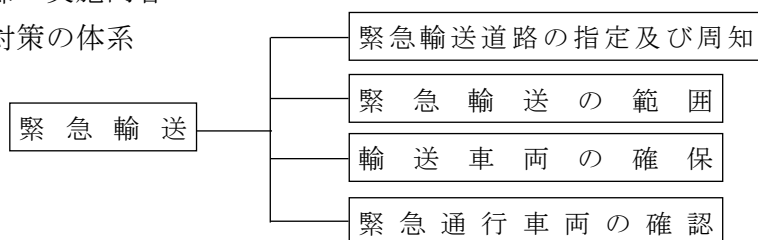
災害が発生した場合には、人員及び物資の輸送は迅速かつ的確に行われなければならない。このため、輸送車両の確保、輸送車両の確認など緊急輸送に関わる業務を積極的に推進していく。

(緊急輸送道路 参考資料掲載)

- 1 市は、陸・空のあらゆる必要な手段の利用を検討し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 市は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び県に緊急輸送を要請するものとする。

第2節 実施内容

1 対策の体系



2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 輸送車両の確保

(1) 輸送車両の要請

市の各部課等は、原則として各部課等保有の車両を第1次的に使用する。不足を生ずる場合は、市災害対策本部資材班に対し、次の事項を明らかにして車両を要請する。

- ア 用途
- イ 車種
- ウ 台数
- エ 使用期間
- オ 引渡場所・日数 等

(市保有車両 附属資料掲載)

(2) 輸送車両の調達

市は、市保有車両のみでは不足を生ずる場合は、輸送物資の種類等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等協力体制にある機関に対し次の車両等の調達のあつせんを要請する。

- ア 乗用車

- イ 乗合自動車
- ウ 貨物自動車
- エ 航空機等

(3) 車両の配車

ア 配車計画の作成

市は、集中調達した車両等について、緊急度、用途等を定めた配車計画を作成する。

イ 配車の実施

市は、配車計画に基づき、集中調達した所要車両を請求部課等へ引き渡す。

4 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の申出

市長は、法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、県（県庁、西三河県民事務所はじめ他県民事務所）又は公安委員会（刈谷警察署等）に緊急通行車両確認の申出を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、同条第2項の規定により、県公安委員会（刈谷警察署）へ緊急通行車両の確認申出を行う。

(2) 緊急通行車両として確認される車両

ア 警報の伝達、避難情報に関するもの

イ 消防、水防その他応急措置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設、設備の応急復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの

5 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第20章 水 防

第1節 方 針

洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため水防活動を実施するものとする。

なお、水防法に基づく「刈谷市水防計画」とも十分な調整を図る。

第2節 実施内容

1 水防活動

(1) 消防団等の出動

市は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される場合は、消防団員等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

市は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県（知立建設事務所）に連絡する。

ため池管理者等においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、市に連絡する等相互の連絡を密にする。

(3) ため池、水門、樋門等の操作

ため池、水門、樋門等の管理者又は操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。なお、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期す。

(4) 水防作業

河川、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、市は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

(5) 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理者、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期す。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処理

市は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにそれを県（知立建設事務所）及び氾濫する方向の隣接市町に報告する。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(7) 緊急通行

消防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(8) 公用負担

消防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 たん水排除

市又は土地改良区は、河川堤防の決壊によりたん水した場合は「第20章 防災営農」によるたん水排除を実施するほか、雨水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合はただちに応急措置を施す。

3 応援協力関係

市は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとし、また、他の市町村に大

規模な災害が発生したときは、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第21章 防災営農

第1節 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物及び家畜に対する応急措置を講ずる。

第2節 実施内容

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合、ポンプ排水又は堤防切開工事によりたん水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者及び海岸管理者と事前協議を行う。

たん水排除の実施に当たり、必要に応じて、県（西三河農林水産事務所）に可搬式ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

(2) 排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、移動用応急排水ポンプにより湛水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

市及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水等のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは下流への影響を考慮して、取水樋管を開放し、水位の低下に努める。

(4) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等の操作あるいは応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工の保全措置

市、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

市は、被害の実態に即し、県（西三河農林水産事務所）、あいち中央農業協同組合、安城農業改良センターと一体になって必要な技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、県が東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粃を確保する。

(3) 病虫害の防除

ア 防除指導等

市は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県（西三河農林水産事務所、病虫害防除所）、あいち中央農業協同組合と一体となって、その対策を検討し、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農業卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の貸与

市は、農家から防除器具の貸与の申し出があった場合は、県（西三河農林水産事務所）に器具の貸与を要請する。

3 家畜に対する応急指導

(1) 家畜の管理指導

市は、県（中央家畜保健衛生所）及び家畜関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

市は、各種家畜感染症の発生のおそれがある場合、県（中央家畜保健衛生所）及び家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、また、家畜感染症が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置を採る。

(3) 飼料の確保

市は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合は、県を通じ愛知県飼料工業会等に依頼し、飼料の確保を図る。

第22章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

市は、各災害発生時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の代替施設

避難所及び避難可能場所が危険で不相当であった場合は、別の避難所へ避難者を移送する。若しくは公園広場などを利用して野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営し避難者を受け入れる。

また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難

所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

3 避難所の運営

避難所を開設したときは、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(11) 車中泊避難を行うためのスペース

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(12) 避難者、自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア関係団体等の協力が得られるよう努めること。

(13) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(14) 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ア) プライバシーの確保状況

(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(ウ) 洗濯等の頻度

(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性

(カ) 食料の確保、配食等の状況

- (キ) し尿及びごみの処理状況
- (ク) 避難者の健康状態
- (ケ) 指定避難所の衛生状態

(15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ（一社）愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(16) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 避難所開設の報告

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について県に報告する。

- (1) 開設の日時及び場所
- (2) 開設箇所数及び避難者数
- (3) 開設期間の見込み

5 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えて避難が必要となる場合は、その受け入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

また、市は県に対し広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

第2節 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第3章 第3節 住民等の避難誘導 1 避難誘導 参照

2 避難行動要支援者の避難支援

第3章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

3 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

4 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

5 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

6 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

7 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門の人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- (1) 刈谷市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。

(2) 市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) 市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

(4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第4節 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第23章 食品・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、被災者の生活の維持のため必要な食品、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行えるよう、以下の方針のとおり活動する。

1 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び他の団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

2 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県に物資の調達を要請するものとする。

- 3 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 4 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。
- 5 広域応援による食品の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において7日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要であることを広報する。
- 6 市及び県は、災害時に迅速に食品、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界と連携を深めるよう努めるものとする。

第1節 飲料水の供給

災害のため飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最低限必要な量の飲料水を提供する。

1 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

2 飲料水の供給

(1) 1人1日当たりの所要給水量は3リットル程度とする。

(2) 使用する器具は、全て衛生的処理をしたのち使用し、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

(3) 供給の方法は、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じて適宜な方法によって行う。給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

3 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

4 保存すべき帳簿

(1) 飲料水の供給簿

(2) 飲料水供給のための支払証拠書類

第2節 食品の供給

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するために、米穀の応急供給として炊き出しをする必要があるためその方法について定めるものとする。

1 炊き出しその他による食料の供給

(1) 市は、概ね次のとおり食料を提供する。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、3の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品を供給する。

・第1段階 乾燥米、ビスケットなど

・第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

(2) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、助剤が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(3) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

(4) 市は、炊き出し用の米穀を米穀届出事業者等から確保するものとし、確保が困難な場合は、知事に申請し売却決定通知を受けて実施する。

2 米穀

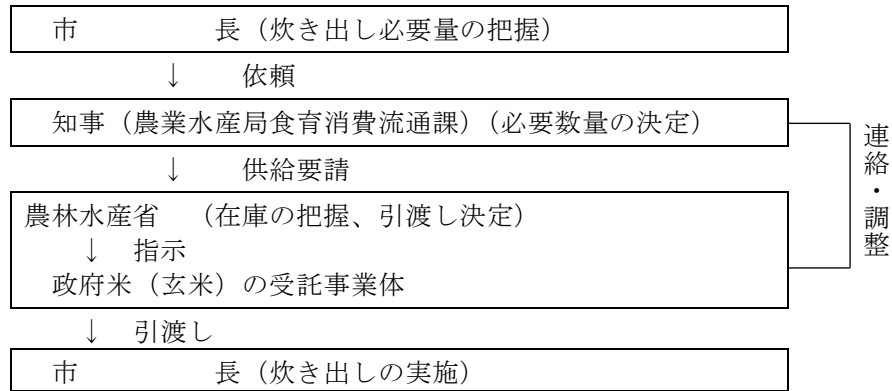
(1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

(3) 市は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

(4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



3 応援協力関係

- (1) 市は、備蓄物資や自ら炊き出しその他による食料の供給の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の供給の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求する。
 - (2) 応援の要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。
- 4 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与

災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことができない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を、喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらのものを直ちに入手することができない状態にある者に対して、市は一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を備蓄物資、自ら調達した物資又はその他応援物資から状況に応じて被災者に給付する。

- 1 被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給付又は貸与する。
- 2 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- 3 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第24章 清掃

第1節 方針

被災地から排出されたし尿及び災害ごみを迅速に収集処理して環境衛生の保全を図る。

第2節 実施内容

1 し尿の収集、処分

市は、し尿の収集について、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設に投入し、処分する。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法令に定める基準に従って行う。

2 災害ごみの収集、処分

市は、災害ごみの収集について、被災地の状況を考慮して緊急清掃を要する地域から実施し、収集したごみは焼却処分を原則とするが不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法令に定める基準に従って行う。

3 応援協力関係

市は、災害発生後、自力での対応が困難となり、必要があると認められる場合に法令（災害対策基本法、地方自治法、自衛隊法）及び応援協定に基づいて、県、隣接市町及び他の防災関係機関に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請・受入れのための体制整備をする。

(1) 応援協定の締結

市は、隣接市町のみならず、同時に被災する可能性の低い広範囲の市町村との間で応援協定の締結を推進するとともに、既に締結している協定についてもその内容の具体化を図る。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施する。

第25章 遺体の取扱い

第1節 方針

市は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等をする。また、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

遺体の取扱いについては、周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者を、捜索・收容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）の措置をとる。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第2節 実施内容

1 行方不明者の捜索・遺体の検視（調査）

(1) 行方不明者の捜索

衣浦東部広域連合と刈谷警察署は、密接に連絡を取りながら行方不明者の捜索を実施する。

(2) 検視（調査※）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査）を得る。

なお、現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、

発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

2 遺体の処理

(1) 遺体の収容及び一時保存

市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため速やかに埋火葬できない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

市は、警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診察中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

市は、検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため、または遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。

3 遺体の埋火葬

(1) 死亡届書の受理、火（埋）葬許可証の交付

市は、死亡診断書、または死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火（埋）葬許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

市は、遺体安置所、または火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

市は、火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

市は、棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

市は、速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

4 応援協力関係

市は、遺体の処理及び遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ実施、又は実施に要

する要員及び資機材について応援を要求する。ただし、遺体の埋火葬については、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

第3節 その他

- 1 災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- 2 整備保存すべき帳簿
 - (1) 死体搜索状況記録簿
 - (2) 死体搜索関係支出証拠書類
 - (3) 死体処理台帳
 - (4) 死体処理関係支出証拠書類
 - (5) 埋葬台帳
 - (6) 埋火葬関係支出証拠書類

第26章 電気、ガス及び飲料水の供給

第1節 方針

電力、ガス及び水道は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであり、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合、その供給は緊急を要するもので、これらの供給を迅速に復旧するための応急工事をはじめ各種の緊急措置を講ずる。

第2節 実施内容

1 電気

(1) 応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設及び設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

なお、公共施設に対する復旧の遅延は、社会的に大きな影響を及ぼす公共施設から優先復旧を図る。

(2) 電気の保安

市、刈谷警察署及び衣浦東部広域連合から送電中止の要請を受けた場合は、送電を中止するほか、危険箇所及び危険設備に対しては、危険防止に必要な措置をとる。

(3) 自社及び請負会社等による対応が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

2 都市ガス

(1) 応急工事

都市ガス事業者は、災害が発生した場合、被災施設及び設備の被災状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器、製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施する。

(2) ガスの保安

ガス施設等が近隣の火災等により危険な状態となった場合又はガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置をとる。

ア ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置をとる。

イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置をとる。

ウ 中部近畿産業保安監督部、刈谷警察署及び衣浦東部広域連合等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めたときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置をとる。

3 LPガス（プロパンガス）

(1) 応急工事

LPガス事業者は、災害が発生した場合、速やかに災害対策本部を設置し、LPガス施設の被害状況の調査、情報収集し緊急対応措置をとる。

二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

(2) ガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態となった場合又は容器、配管等の折損によりガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置をとる。

ア LPガス供給施設が危険な状態となったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置をとる。

イ LPガス配管の折損等によって漏えいの危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防止に必要な措置をとる。

ウ 中部近畿産業保安監督部、刈谷警察署及び衣浦東部広域連合等へ、災害発生についてただちに通報するとともに、必要があると認めたときは、付近の住民に避難するよう警告する。

4 水道

(1) 応急工事

水道事業者は、災害の発生に際し、給水不能の範囲を最小限にとどめるとともに、飲料水の供給を行うため次の措置をとる。

ア 停電の際は、配水ポンプ等を自家発電設備に速やかに切り替えて給水の万全を図る。

イ 応急復旧資材の確保を図る。

ウ 災害の発生に際しては、送水及び配水施設の保全に全力をあげ、給水不能の範囲を最小限にとどめるように努める。

(2) 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有毒物等が流入しないよう処置するとともに、特に、浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用をやめるよう広報車等によって一般周知する。

第27章 航空災害対策

第1節 方針

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、市は早期に初動体制を確立し、防災関係機関と緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第2節 実施内容

1 市の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、第3節により県及び関係機関に通報する。
- (2) 必要に応じ、避難警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等の協力を得て医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
また、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (4) 必要に応じ被災者等への食料、飲料水等を提供する。
- (5) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を要請する。
- (6) 被害の規模が大きく、市で対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (7) 更に被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

2 衣浦東部広域連合の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、第3節により県及び関係機関に通報する。
- (2) 大阪航空局中部空港事務所、県（名古屋空港事務所）、中部国際空港株式会社と協力して危険防止のための措置をとり、必要があると認めたときは、消防警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。
- (3) 必要に応じ、関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。
- (4) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

3 刈谷警察署の措置

- (1) 警ら用無線自動車等活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。
- (3) 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (4) 立入禁止区域を設置するとともに、地域住民の避難誘導を実施する。
- (5) 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」

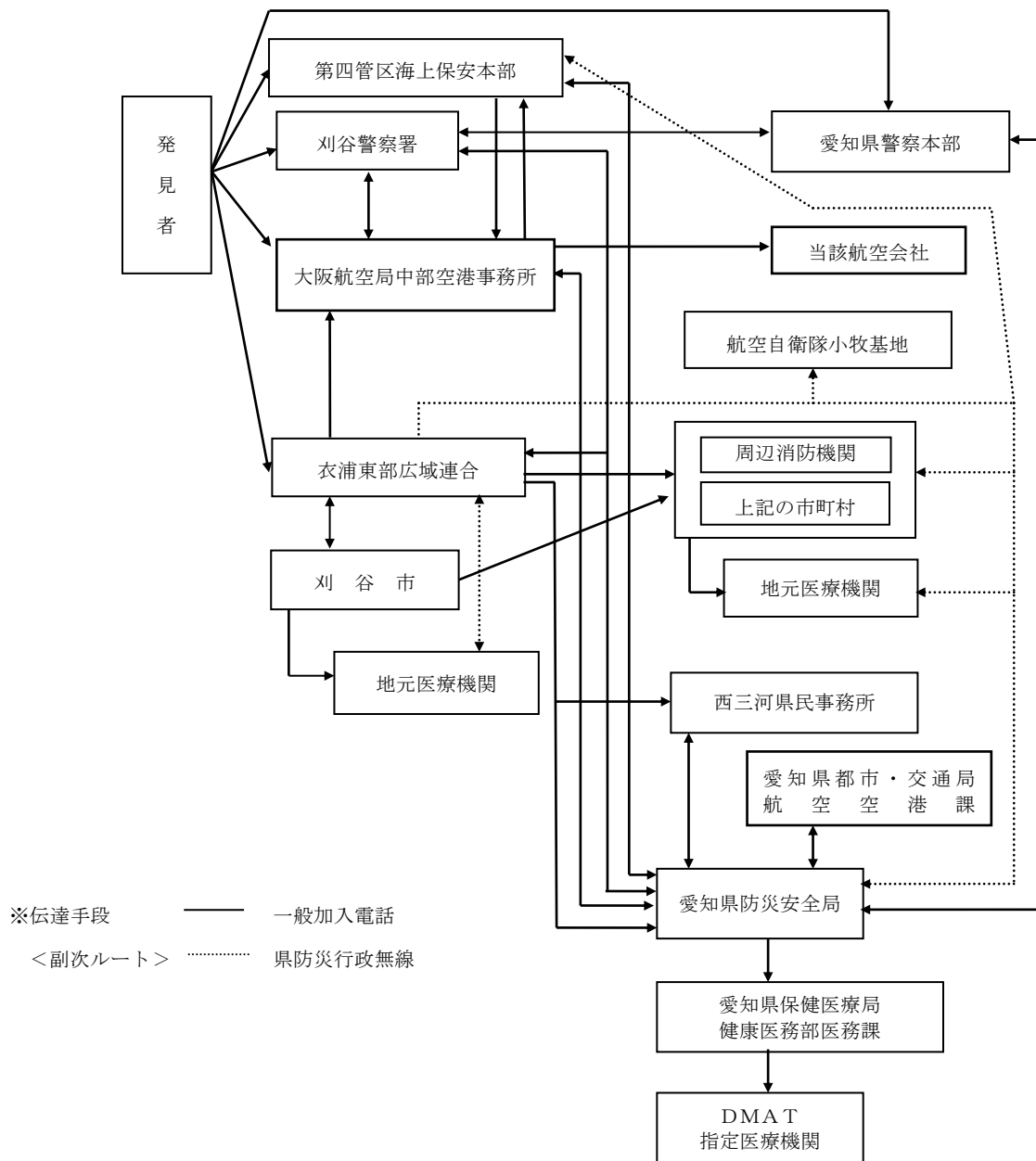
の定めにより実施する。

(6) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

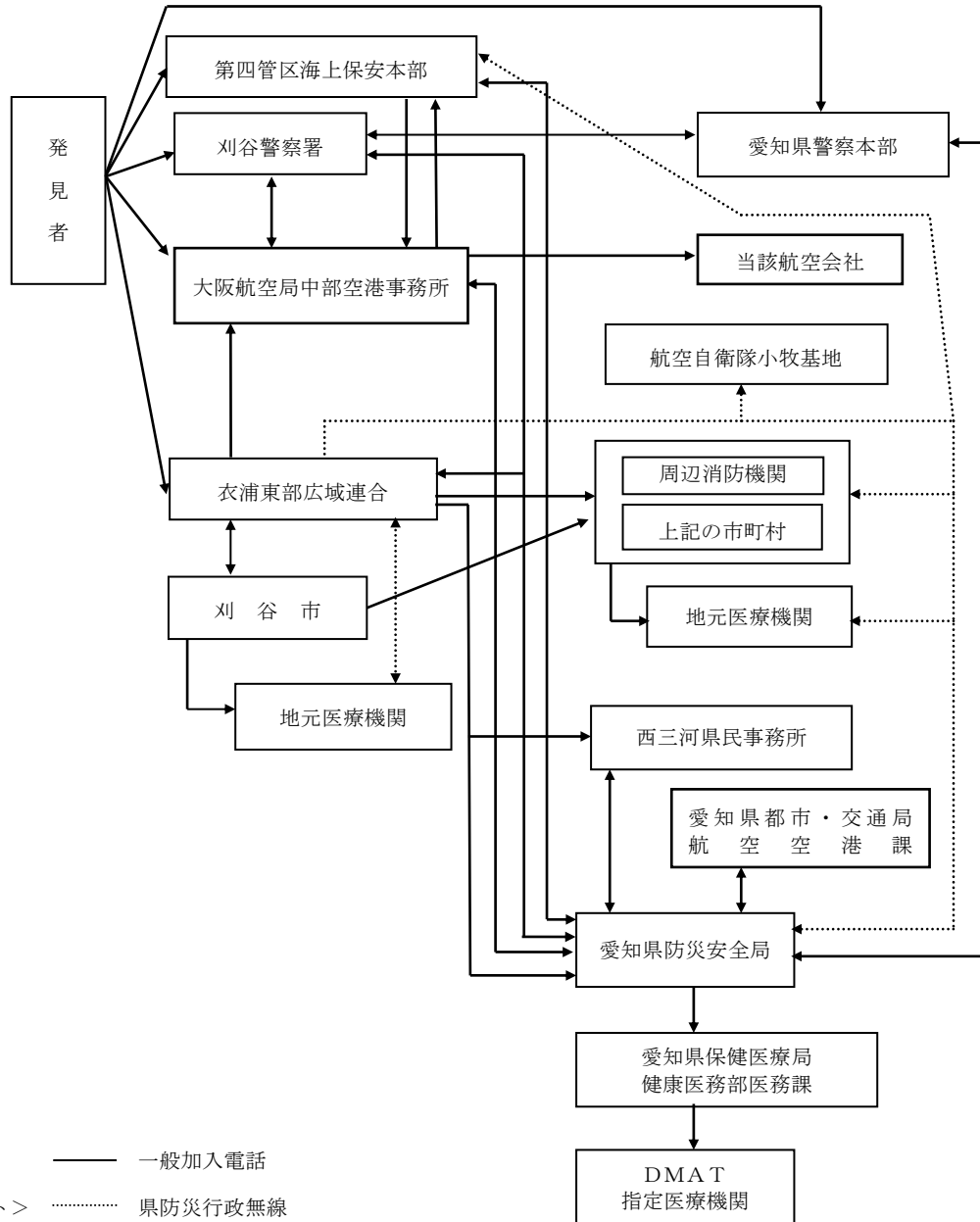
(7) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第3節 情報の伝達系統

1 民間航空機の場合



2 自衛隊機の場合



第28章 鉄道災害対策

第1節 方針

鉄道における列車等の衝突による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について実施する。

第2節 実施内容

1 鉄道事業者の措置

- (1) 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。
- (2) 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- (3) 大規模鉄道被害災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第11章「救出・救護」参照）。
- (4) 大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道施設の応急措置については、第16章「交通」の定めにより実施する。
- (6) 応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者への要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市の措置

- (1) 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、避難警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (4) 必要に応じ被災者等への食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を要請する。
- (6) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
- (7) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 衣浦東部広域連合の措置

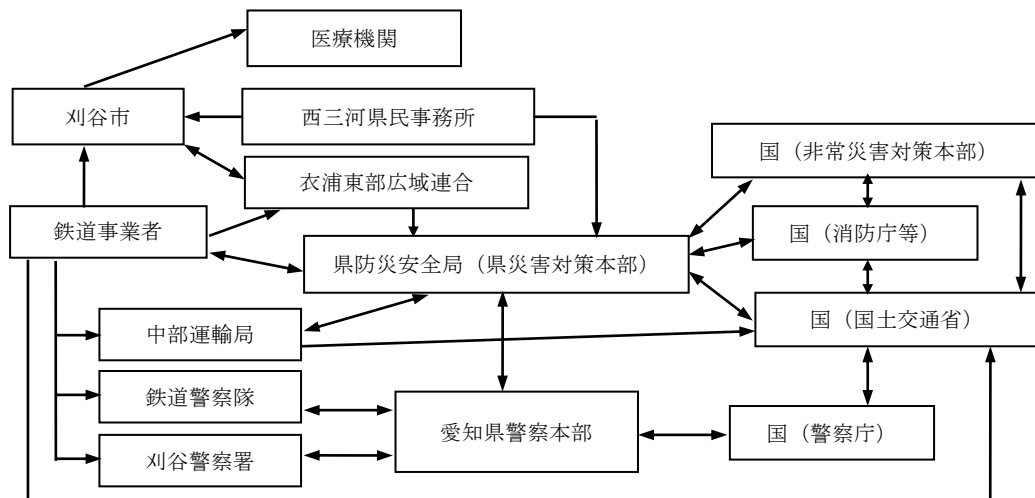
- (1) 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、消防警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

4 刈谷警察署の措置

- (1) 大規模鉄道災害の発生を知ったときは、警ら用無線自動車等を活用し、情報収集に当たるとともに、災害対策本部等に連絡する。
- (2) 被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 脱線した鉄道車両が高架から人家密集地域に転落するおそれがある等被害拡大のおそれがある場合、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。
- (4) 捜索・救出救助活動等に当たっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。
- (5) 死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (6) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (7) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第3節 情報の伝達系統



第29章 道路災害対策

第1節 方針

橋りょう等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策を実施する。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第3編第31章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

第2節 実施内容

1 市の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県等関係機関に連絡し、また道路情報システムの活用により、関係機関のとの間で情報の共有を行う。
- (2) 必要に応じ、避難警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (4) 必要に応じ被災者等への食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を要請する。
- (6) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
- (7) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (8) 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

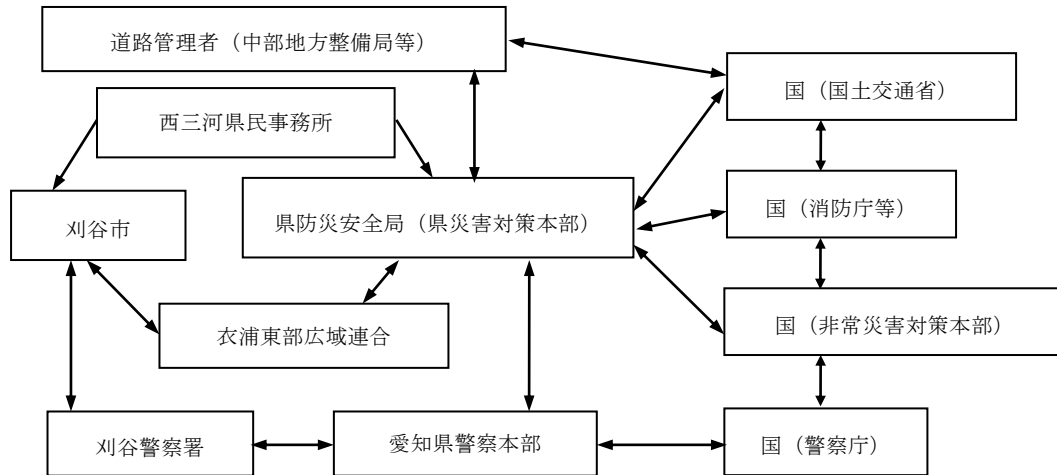
2 衣浦東部広域連合の措置

- (1) 必要に応じ、消防警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (2) 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

3 刈谷警察署の措置

- (1) 目撃者からの情報収集、関係機関への問い合わせ及び現場の状況などにより、人的被害の有無の確認を実施する。
- (2) 死傷者が発生した場合、救出救助用機材を有効に活用して、救出救助活動を実施する。
- (3) 被害の拡大のおそれがあるときは、関係機関と連携し、立入禁止区域の設定をするとともに避難誘導、危険物等の防除活動を行う。
- (4) 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第3節 情報の伝達系統



第30章 放射性物質及び原子力災害対策

第1節 方針

放射性物質に係る災害が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、災害対策基本理念にのっとり、地域住民等を放射線から守るため、第一時的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

また、要員（資機材を含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第2節 実施内容

1 放射性物質災害発生時の応急対策

(1) 事業者の措置

ア 事故等の発生について直ちに所轄労働基準監督署、警察、市、衣浦東部広域連合等へ通報するものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに放射線障害の発生の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

(2) 市の措置

ア 事業者等から事故等の発生の通報を受けたときは、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、必要があるときは、避難警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し、広報活動を行う。

(3) 衣浦東部広域連合の措置

ア 事業者から事故等の発生の通報を受けたときは、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置をとり、必要があるときは、消防警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し、広報活動を行う。

ウ 放射性物質に係る消火活動及び救急救助活動については、「原子力施設等における消

防活動対策マニュアル」を例に実施する。

(4) 県警察本部の措置

- ア 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。
- イ 必要に応じて、警戒区域の設定、避難誘導、交通規制等を実施するものとする。
- ウ 市と協力して広報活動を行うものとする。

(5) 放射線障害に対する医療体制

- ア 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。
- イ 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設における対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等をするものとする。

2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原災法第 10 条、同法施行令第 4 条、同法施行規則第 2 条及び第 8 条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生した時は、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

(1) 事業者の対策

- ア 特定事象が発生したときは、事故の概要等について市、県、警察、衣浦東部広域連合に速やかに通報する。
- イ 放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。

(2) 市及び衣浦東部広域連合の対策

- ア 事業者から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。
- イ 特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

(3) 県警察本部の対策

事業者等から特定事象発生時の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

3 緊急事態応急対策

核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径 10 km 程度が目安とされている原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当せまくなるものと判断される。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施した時は、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

(1) 事業者の対策

事故周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、警察に連絡するものとする。

(2) 市及び衣浦東部広域連合の対策

- ア 原子力緊急事態宣言があったときは、災害対策本部等を自動的に設置する。
- イ 原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の「緊急安全確保」、避難情報を速やかに発令する。
- ウ 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

(3) 刈谷警察署の対策

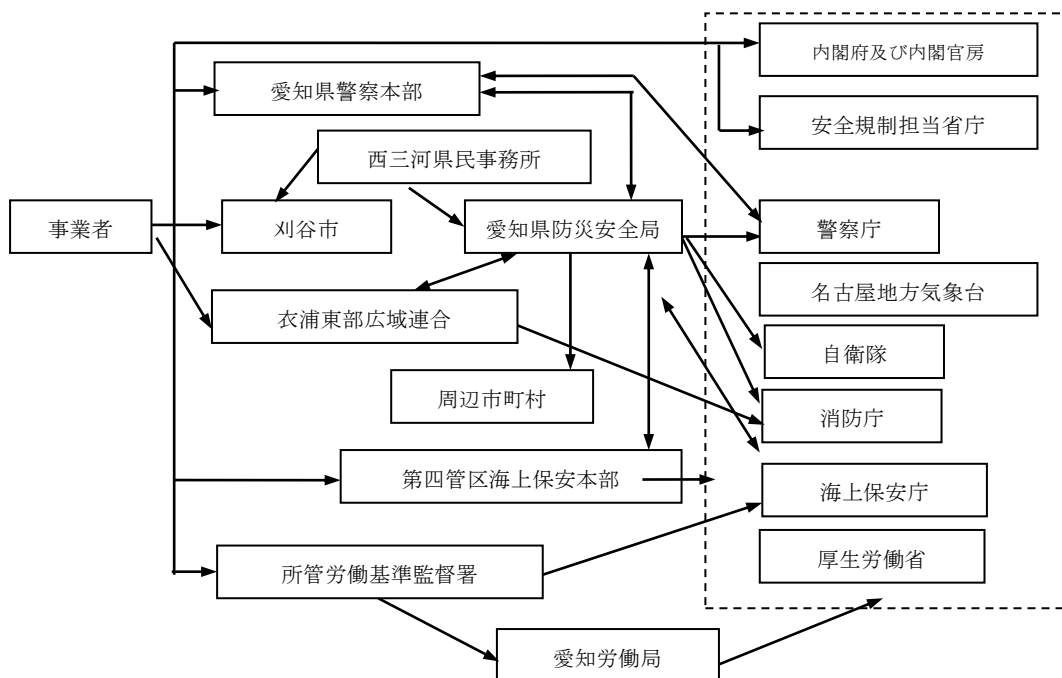
避難誘導、警戒区域の設定等を実施するとともに警察職員の安全確保を図りながら、市、防災関係機関、事業者と協力して、人命救出等必要な措置を講ずるものとする。

また、必要に応じて車両の通行禁止等交通規制を行うものとする。

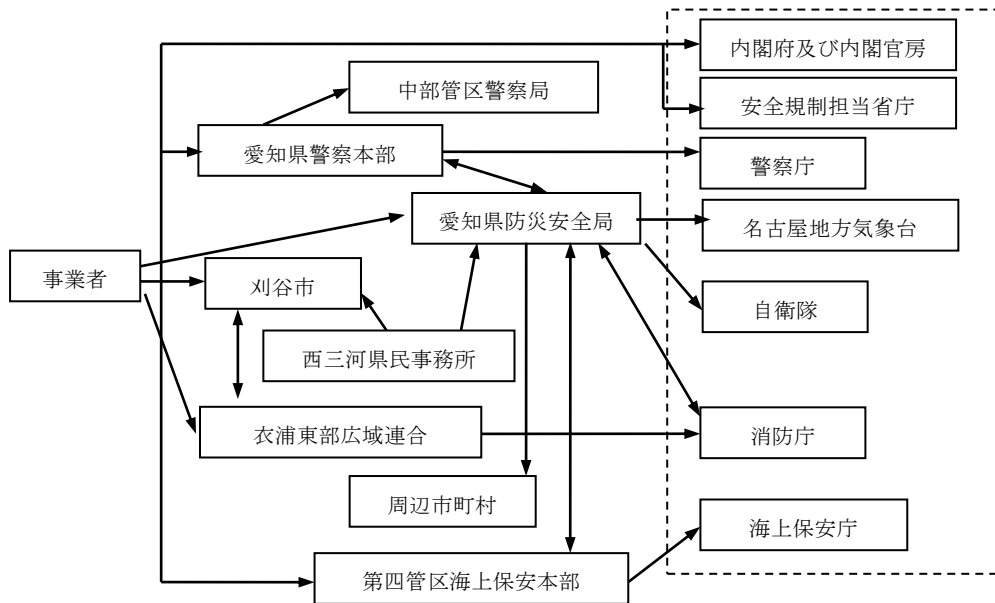
第3節 情報の伝達系統

放射性物質の事故災害及び原災法第2条に規定する原子力緊急事態が発生した場合における情報伝達体制は次のとおりとする。また、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「4原子力事業者」という。）との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合における情報伝達体制は次のとおりとする。

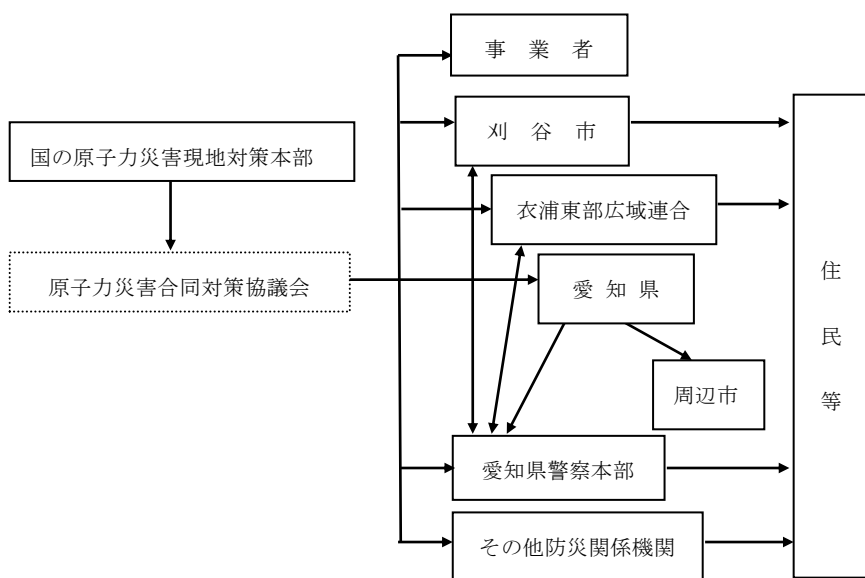
1 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統



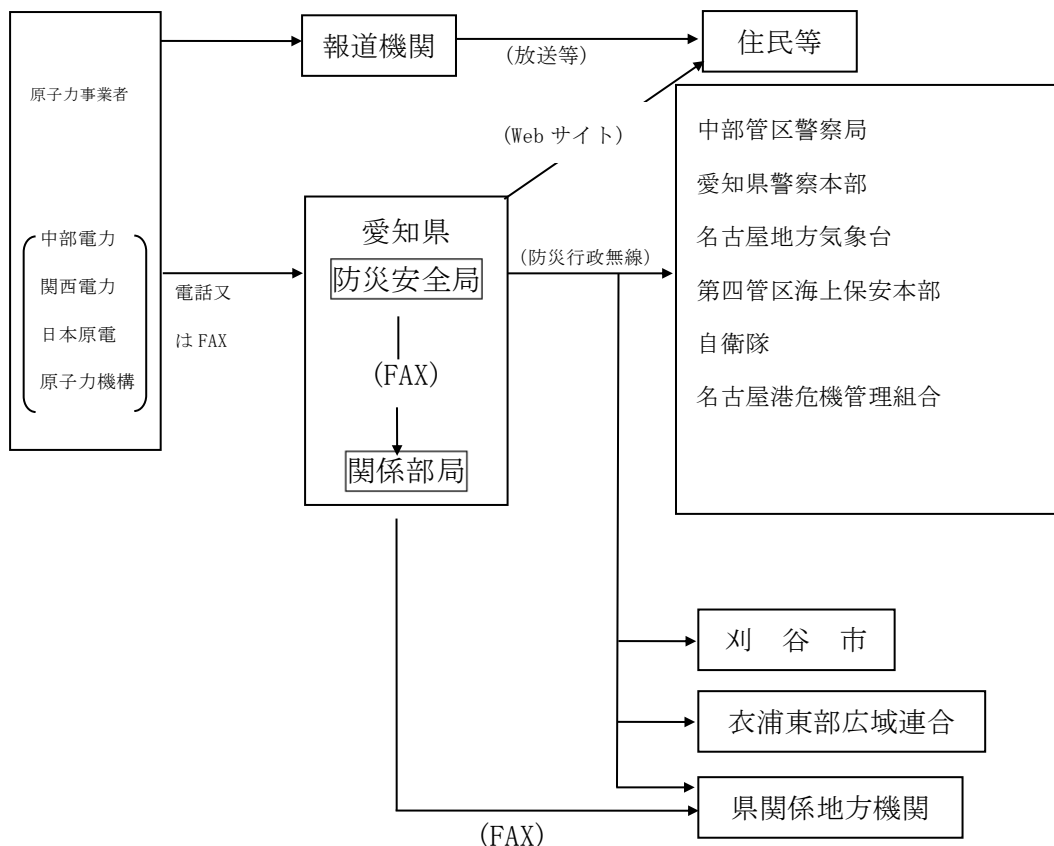
2 原災法第 10 条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統



3 原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統



4 原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統



第31章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

第1節 方針

火薬類、高圧ガス、危険物及び化学薬品（以下「危険物」という。）の爆発又は火災は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を迅速に除くための応急的保安措置をとる。

第2節 実施内容

1 危険物施設

(1) 危険物施設の所有者等の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却、水(土)中に埋める等の安全措置をとる。

イ Oikawa警察署、Utsunomiya Eastern Area Union、海上保安機関へ災害発生についてただちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し、又は波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも通報するものとする。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川、農地等への流出被害防止について、十分注意して行う。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、危険物等の所在、品名及び数量並びに施設の配置並びに災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(2) 市の措置

ア 県（西三河県民事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

イ 必要があると認めたときは、避難警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 衣浦東部広域連合の措置

ア 県（西三河県民事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

イ 危険物施設の所有者、占有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置をとり、必要があると認めたときは、消防警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告及び助言を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川、農地等への流出被害防止について、十分注意する。

(4) 刈谷警察署の措置

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

イ 従業員等被災者の救出救助活動を実施する。

ウ 被害拡大のおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し地域市民等の避難誘導を行う。

エ 死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等を実施する。

オ 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

カ 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

また、市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

2 危険物等積載車両

危険物等輸送機関等は、1に準じた措置をとる。

3 応援協力関係

市は、災害発生後、自力での対応が困難となり、必要があると認められる場合に法令（災害対策基本法、地方自治法、自衛隊法）及び応援協定に基づいて、県、隣接市町及び他の防災関係機関に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請・受入れのための体制整備をする。

第32章 大規模な火事災害対策

第1節 方針

大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対する対策を実施する。

なお、第3編第31章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」の定めについても留意するものとする。

第2節 実施内容

1 市の措置

(1) 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 地域住民等の避難の指示については、第3編第22章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 必要に応じ、避難警戒区域を設置し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

(5) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 必要に応じ被災者等への食料及び飲料水等を提供する。

(7) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 衣浦東部広域連合の措置

(1) 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 必要に応じ、消防警戒区域を設置し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) ただちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(4) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て援助・救急活動を実施する。

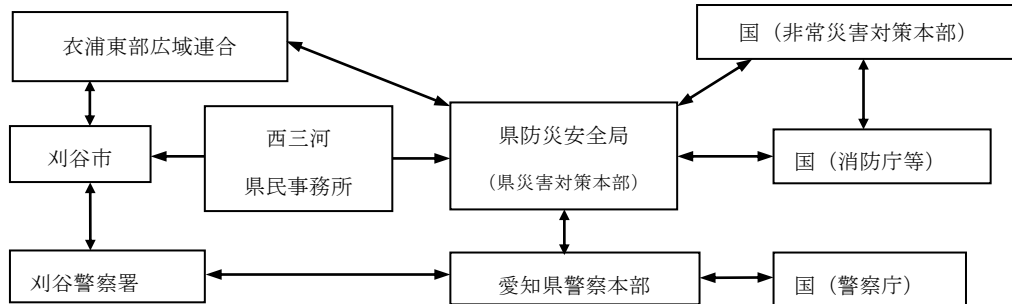
3 刈谷警察署の措置

(1) 大規模な火事災害の発生を認知した場合、警ら用無線自動車等を活用し、情報収集に努める。

(2) 被災者の救出救助活動を実施する。

- (3) 立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。
- (4) 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第3編第25章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動を支援する。

第3節 情報の伝達系統



第4節 被災宅地の応急危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

2 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第33章 公共賃貸住宅等への一時入居

第1節 方針

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

第2節 実施内容

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

5 応援協力

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他の市町村に被災者の受入れについて協力依頼するとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

第34章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理

第1節 方針

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

応急仮設住宅への受け入れに当たっては高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮すること。特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

第2節 実施内容

1 応急仮設住宅の建設

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課などの免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

市は、上記の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて県を通じて、資機材の調達に関して要請するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建設の規模及び費用

一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定める基準とする。

イ 建設時期

災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取により設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(5) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(6) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定と管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

イ 入居者の選定

入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 被災住宅の応急修理

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くところのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は現物給付をもって実施する。

(2) 申請の受付等

市は、応急修理にかかる申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供を行う。

3 障害物の除去

市は、障害物の除去を次のとおり行う。障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができ

ない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去できない場合は、必要最低限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接、又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要請する。

第3節 その他

1 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

2 整備保存すべき帳簿

(1) 応急仮設住宅入居申請書

(2) 応急仮設住宅台帳

(3) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

(4) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書及び仕様書

(5) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(6) 工事材料受払簿、大工、賃金職員等雇上費の出納簿、輸送記録簿

(7) 応急修理記録簿

(8) 応急修理のための契約書及び仕様書

(9) 支払証拠書類

第35章 学校における対策

第1節 方針

災害のため児童・生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会及び国立学校設置者等が、また、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が、応急措置を講じ、応急教育を実施する。

第2節 実施内容

1 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

(1) 災害に関する予報及び警報並びに警報等の把握及び伝達

災害が発生するおそれのある場合は、市との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に注意し、情報の把握に努める。

(2) 避難等

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して第2編第15章に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所の開設の要請を受け、又は避難者があった学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

(3) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全確保が困難であると思われる場合は、次により臨時休業等の措置をとる。

小中学校において災害の発生が予想される場合は、学校教育法施行規則に基づき市教育委員会又は各学校長が行う。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議する。

2 教育施設及び教職員の確保

市及び県の教育委員会は、教育施設が被災し又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

なお、市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の市民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等の公共施設あるいは近隣の学校の校舎を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、市と協議を行い、授業の早朝再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとする

が、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又は教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を期する。

3 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

4 教科書・学用品の給与

災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに県教育委員会に報告する。

第3節 その他

1 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

2 整備保存すべき帳簿

- (1) 学用品購入（配分）計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品出納に関する帳簿
- (4) 学用品購入関係支払証拠書類

第36章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

第37章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設及び二次災害等を防止するための施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調査会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び海路・空路の活用

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第38章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、

広報活動が重要である。また、住民等から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1節 被災者への情報伝達活動

- 1 市及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否の情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うこと。
- 2 市及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- 3 情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を得て、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- 4 市は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地域密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。

第2節 住民等からの問い合わせに対する対応

- 1 市及び事業者は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。
- 2 国、県等各防災機関においても、相談窓口が設置されることがあることから、市は、これらの設置状況を把握し、被災者等への情報伝達に努める。

第39章 一般通信施設等

第1節 方針

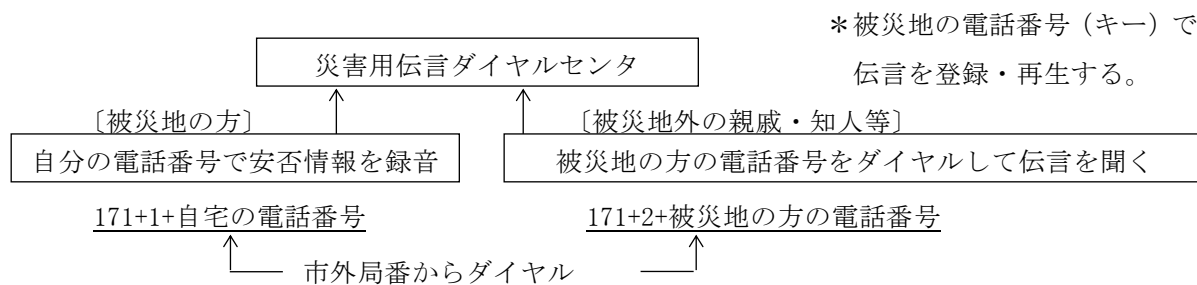
通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため電気通信施設等の災害応急対策について定める。

第2節 実施内容

- 1 災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を県等の災害対策機関に連絡する。
- 2 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻輳する時は、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- 3 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる。）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。

- 4 災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。
- 5 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板を運用する。
 - (1) 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、NTT西日本のネットワーク上に配置した伝言蓄積装置に伝言を預かり、再生時も自動でこの伝達蓄積装置に接続するものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム



- (2) 災害用伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。
- 6 KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社では、震度6弱程度以上の地震などの災害時に、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。
- 7 通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

第40章 消防

第1節 方針

大火災から生命、財産を保護するため、これを緊急に鎮圧するため陸上火災の消防活動について定める。

第2節 実施内容

1 陸上における火災

衣浦東部広域連合は、建造物、車両及び林野に火災が発生した場合、直ちに火災現場に出動し、消防活動を実施する。

(1) 消防活動

ア 消防隊、救助隊及び救急隊の配備計画

消防隊、救助隊及び救急隊の配備計画は、衣浦東部広域連合消防局組織規則（平成15年4月1日規則第24号）、衣浦東部広域連合消防局組織規程（平成15年4月1日消防局訓令第1号）等により行う。

イ 特別警戒計画及び非常災害整備計画

消防署、分署及び出張所における警防上、危険な対象物等を防御するため、消防計画

を樹立させるものとする。

2 応援協力関係

市は、災害発生後、自力での対応が困難となり、必要があると認められる場合に法令（災害対策基本法、地方自治法、自衛隊法）及び応援協定に基づいて、県、隣接市町及び他の防災関係機関に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請・受入れのための体制整備をする。

3 防災ヘリコプターの要請

市及び衣浦東部広域連合は、ヘリコプターを使用することが消防活動にとって極めて有効であると考えられる場合、防災ヘリコプターによる消防支援活動について、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき要請する。

(1) 対象災害

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 高層建築物の火災
- ウ 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- エ その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

(2) 活動種別

- ア 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- イ 火災出場
消火活動のための出場
- ウ 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- エ 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- オ 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

4 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、次により出火防止を初めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たる。

なお、大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火及び救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を推進する。

(1) 出火防止

災害発生と同時に居住地付近の住民及び事業者に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民及び事業者と協力して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊が出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘

導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助救出及び負傷者の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合、迅速に住民に伝達するとともに、衣浦東部広域連合と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

風水害等災害対策計画

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

第1節 方針

復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。また、復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障害者や高齢者、女性等の参画を推進する。

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

第2節 迅速な原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 市及び公共機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市及び公共機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第3節 復興計画等の策定

1 復興計画の作成

市は、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする場合は、復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、円滑かつ迅速な復興を図る。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県との連携、広域調整）を行うものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 市は、災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を得るよう努めるものとする。
- (2) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

- (3) 市は、防災まちづくりに当たっては、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等が、単に避難場所や臨時ヘリポートなど防災のためだけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に役立つ点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市は、既存不適格建築物については、防災アメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

第1節 方針

公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

なお、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業

- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 下水道災害復旧事業
- (9) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業における財政援助等の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるので、これらの調査等に積極的に協力し、早期に採択されるよう努める。

1 法律等による一部負担又は補助

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律119号）
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ク 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。

第4節 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第5節 激甚災害の指定

1 方針

大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定が受けられるよう、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。なお、市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成金による貸付金の償還期間等の特例

- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3章 災害廃棄物等処理対策

市は、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、刈谷市災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物等の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

市は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

災害廃棄物等の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物等の撤去等に対応するものとする。

また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について、災害廃棄物等への対応として、計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 方針

- 1 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）

を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第2節 実施内容

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した作家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

4 被災者生活再建支援金の支給

(1) 県における措置

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 市における措置

市は、被災者生活再建支援金の支給申請を受け付け、確認し、県へ送付する。

5 災害弔慰金の支給等

「刈谷市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給（費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4）

災害により死亡した者の遺族に対し、支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給（費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4）

精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、支給する。

(3) 災害見舞金の支給（市単独事業）

災害又は火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、被害の程度により支給する。

(4) 災害援護資金の貸付（費用負担：国 2/3、県 1/3）

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じて、災害援護資金の貸付けを行う。

6 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期間の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

7 義援金品の受付、配布

(1) 義援金品の募集

日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて日赤刈谷市地区、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することができる。

(2) 義援金品の受付、保管

ア 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。義援金品の受付についての計画を樹立しておくものとし、受付マニュアルの作成に努める。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

イ 義援金品の保管場所

市は、義援金品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの、一時保管を行う。

(3) 義援金品の配分

ア 配分方法

(ア) 県に寄託された義援金は、市に寄託されて被災者に配分する。

(イ) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分されるが、必要に応じて市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

イ 配分基準

(ア) 義援金の配分基準は、被害状況に応じて算出し、義援金配分委員会（本部員会議）に諮って決定する。

(イ) 義援品の配分基準は、被害状況に応じた配分計画に基づき、義援金配分委員会（本部員会議）に諮って決定する。

8 金融対策

東海財務局及び日本銀行名古屋支店は、災害関係の融資について、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう金融機関に対し要請する。

9 住宅の建設

(1) 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対し、居住の安定を図るため、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。

また、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。また、市は、必要に応じて県職員の応援派遣を要請することができる。

10 労働者対策、商工業・農林水産業の再建支援相談

(1) 労働者対策

市は、労働者及び事業主からの相談に対し、保護対策については愛知労働基準局、職業のあっせん等については刈谷職業安定所と連携し、労働者対策に万全を期す。

(2) 商工業の再建支援相談

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

(3) 農林水産業の再建支援相談

ア 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

イ 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

ウ 施設復旧

第6章 公共施設災害復旧事業 参照

11 乳幼児の保育

市は、災害復旧のため、保育に欠けることとなった乳幼児を、一時的保育園に入園させる。

12 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治

活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

学校において健康相談を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

1.3 要配慮者支援対策

(1) 被災状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。また、必要に応じて、県に災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣を要請する。

(2) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

(3) 多言語による情報提供

刈谷市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。

1.4 暴力団等への対策

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

また、被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第5章 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

第6章 災害復旧資金

第1節 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な

再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額及び償還年限につき有利な条件で融資する。

2 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

第2節 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

第3節 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

第4節 更生資金

1 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として、県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき災害援護資金の貸付けを行う。

2 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金について労働金庫各店を通じて貸し付ける。

第7章 放射性物質及び原子力災害事後対策

1 方針

防災関係機関は、原災法第27条に規定する原子力災害事後対策として、事業者及び各機関と相互に協力し、次の対策を実施するものとする。

2 事業者における措置

事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物質を除去するものとする。

3 市における措置

(1) 市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。

(2) 市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。

(3) 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録する。

4 市及び防災関係機関における措置

市及び防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況を記録するものとする。

第8章 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、市内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、市は適切に対応する。

第1節 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調節等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、要配慮者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 市は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2節 支援物資、義援金の受入れ

1 支援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、支援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

義援金の使用については、関係機関と十分協議の上、定めるものとする。

刈谷市地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

編集発行 刈谷市防災会議事務局
(刈谷市生活安全部危機管理課)
〒448-8501
刈谷市東陽町1丁目1番地
電話 (0566)62-1190 (ダイヤルイン)
メール kkanri@city.kariya.lg.jp